

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	京都市 国民健康保険事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

京都市長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

平成31年4月1日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務									
②事務の内容 ※	<p>国民健康保険法及び京都市国民健康保険条例に関する事務であつて番号法別表第1に規定される主務省令第24条で定める以下の事務について、特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>①資格に関する事務(申請等の受理、審査、請求に対する応答及び被保険者証の交付)      ②給付に関する事務(各種保険給付の支給、各種認定証の交付等)      ③賦課に関する事務(保険料の賦課)      ④徴収に関する事務(保険料の徴収及び保険給付の一時差し止め)</p> <p>【平成30年4月からの国民健康保険改革(以下、「国保都道府県化」という。)に伴う事務の概要】</p> <p>①資格継続業務      国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることとなるため、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。</p> <p>②高額該当回数の引き継ぎ業務      被保険者資格は都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。</p> <p>※詳細は、「(別添1)事務内容」を参照</p>									
③対象人数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>[        30万人以上        ]</td> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	[        30万人以上        ]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		5) 30万人以上	
[        30万人以上        ]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
	5) 30万人以上									

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	国民健康保険システム		
②システムの機能	<p>①資格に係る機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、氏名、世帯情報等の住基情報を含む宛名情報の管理を行う。</li> <li>・資格の取得、喪失、変更等の情報を登録、管理を行う。</li> <li>・被保険者証の発行や履歴の管理を行う。</li> <li>・特定健康診査受診券の発行を行う。</li> </ul> <p>②給付に係る機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種給付情報(療養費、葬祭費、出産育児一時金)の管理を行う。</li> <li>・高額療養費の支給処理や支給履歴の管理を行う。</li> <li>・負担区分等を決定し、高齢受給者証や各種認定証等の発行、管理を行う。</li> </ul> <p>③賦課に係る機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の決定(減免を含む。)及び納入通知書を作成する。</li> </ul> <p>④徴収に係る機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納(滞納)状況の管理を行う。</li> <li>・滞納金明細及び催告等を発行する。</li> <li>・過誤納(還付・充当等)及び返戻の管理を行う。</li> <li>・納付書及び納付額証明書を発行する。</li> <li>・口座振替処理(開始、取消、中止等)及び管理を行う。</li> <li>・差押情報の管理を行う。</li> <li>・分割納付処理及び履行状況の管理を行う。</li> <li>・保険証に係る、弁明通知書及び証返還命令書の作成及び管理を行う。</li> <li>・コンビニ収納(速報)の照会を行う。</li> <li>・保険料の特別徴収の管理を行う。</li> </ul>		
③他のシステムとの接続	<p>[      ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[      ] 庁内連携システム</p> <p>[      ] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等</p> <p>[ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 既存業務システム )</p>		

システム2	
①システムの名称	マイナンバー連携システム
②システムの機能	<p>既存の業務システムと、中間サーバーを連携するための情報システムであり、主に以下の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の管理機能 各業務システムが個別に保有する宛名情報(氏名・住所・生年月日・性別の基本4情報)を統合・管理したうえで、個人を一意に特定できる番号(団体内統合宛名番号)を付番・管理し、個人番号と紐付ける機能</p> <p>2 中間サーバーとの連携機能 中間サーバーに対し、他の行政機関等に提供する特定個人情報を登録するとともに、他の行政機関等に対する特定個人情報の照会を要求する機能</p> <p>3 符号要求機能 団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求、取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理番号をCSコネクタに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 ( 中間サーバー、既存業務システム )</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う</p> <p>10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う</p>

③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム
	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム
	[○] 宛名システム等	[ ] 税務システム
	[ ] その他 ( )	
<b>システム4</b>		
①システムの名称	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務(詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 本市に設置されるデータ連携用PCあるいは市町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市町村間を転居した場合、転出市町村と転入市町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市町村から転入地市町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>*ファイル転送機能とは、市町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市町村の国保総合PCに配信する機能のこという。</p>	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム
	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム
	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム
	[○] その他 ( 国民健康保険システム(データ連携用PCを用いる場合) )	
<b>システム5</b>		
<b>システム6~10</b>		
<b>システム11~15</b>		
<b>システム16~20</b>		

### 3. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険関連情報ファイル

### 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性	<p>1 被保険者の資格情報や所得情報を的確かつ効率的に把握し、公平・公正な保険料賦課等を行う必要があるため。 2 必要な情報を的確かつ効率的に取得し、処理を行うためには、電算システムの利用が不可欠であるため。</p> <p>①資格に関する事務 資格取得及び資格喪失の届出において、他保険の資格喪失日及び資格取得日等の情報を確認する必要がある。</p> <p>②給付に関する事務 高額療養費等については、世帯の収入や課税状況により負担区分が異なるため、課税資料を確認する必要がある。高齢受給者証や各種認定証の交付についても同様である。出産育児一時金及び葬祭費については、支給の可否を決定する際、前保険者等での支給の有無を確認する必要がある。</p> <p>③賦課に関する事務 ・他市区町村からの転入により資格取得の届出を行った被保険者に係る保険料算定において、1月1日に居住していた市区町村の所得情報を確認する必要がある。 ・保険料の軽減・減免判定において、特定同一所属者、旧被扶養者、雇用保険等の情報を確認する必要がある。</p> <p>④徴収に関する事務 ・特別徴収事務を実施する際に、年金情報等を確認する必要がある。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>保険料の公平・公正な賦課及び被保険者の利便性の向上が期待される。</p> <p>①これまで文書に依存していた他市区町村への所得情報の照会が、特定個人番号を活用し、データでのやりとりとなることで、被保険者の所得情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となる。 また、事務処理における精度・速度も向上することにより、被保険者の利便に資することが可能となる。</p> <p>②国や他医療保険者と医療保険情報等を連携することにより、被保険者が届出時に必要な添付書類を取得するために、要している手間や手続を省略化できることにより、被保険者の利便に資することが可能となる。</p>
<h3>5. 個人番号の利用 ※</h3>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条

## 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

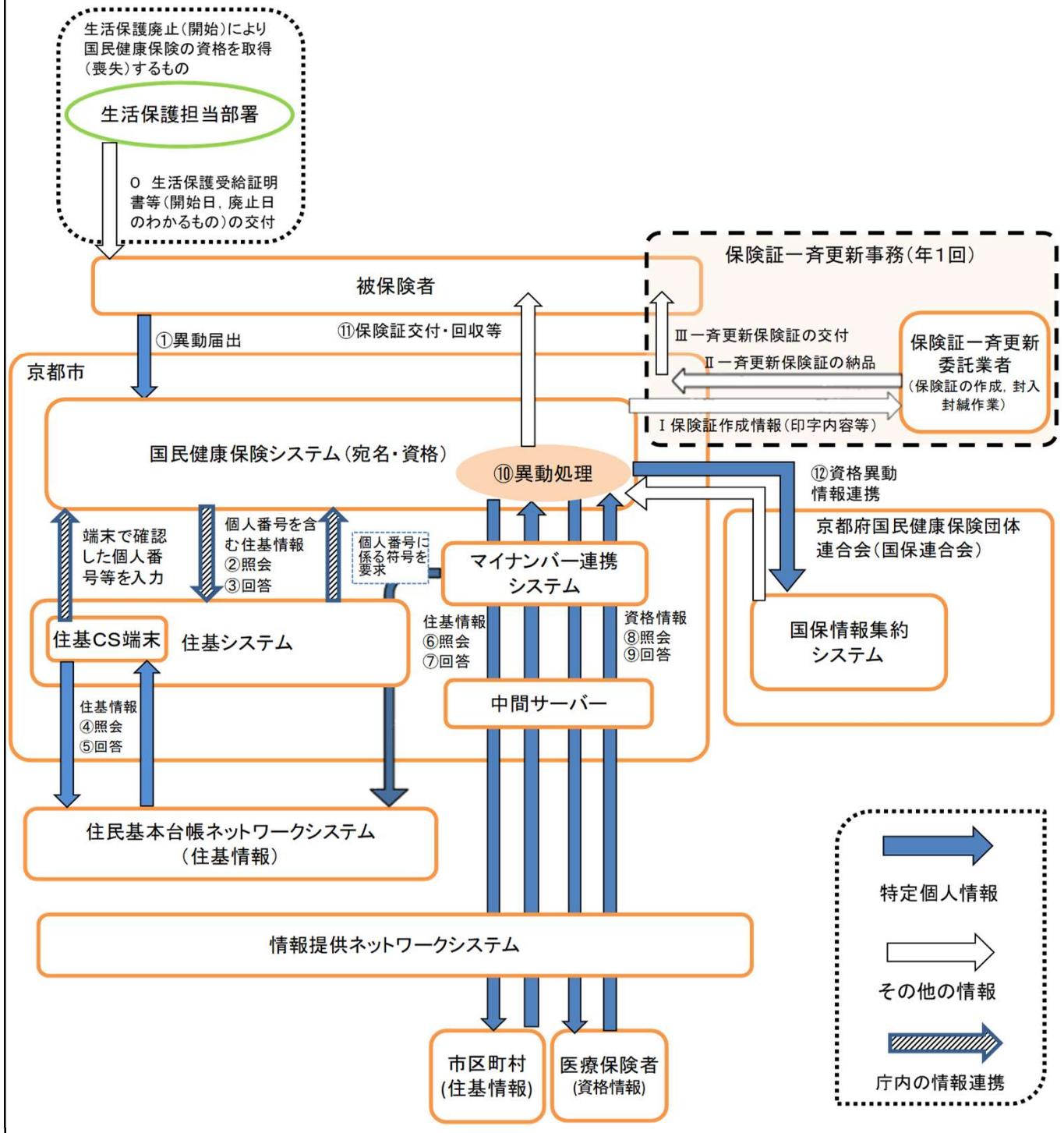
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢>
		1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>1 情報提供 (1)番号法第19条第7号 別表第二 第1項, 2項, 3項, 4項, 5項, 9項, 12項, 15項, 17項, 22項, 26項, 27項, 30項, 33項, 39項, 42項, 46項, 58項, 62項, 78項, 80項, 81項, 87項, 88項, 93項, 95項, 97項, 106項, 109項, 120項</p> <p>(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 2条, 3条, 4条, 5条, 15条, 19条, 20条, 25条, 33条, 41条の2, 43条, 44条, 46条, 49条, 53条, 55条の2</p> <p>2 情報照会 (1)番号法第19条第7号 別表第二 第42, 43, 44, 45項</p> <p>(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条, 第25条の2, 26条</p>

## 7. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉局生活福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
—	

## (別添1) 事務の内容

### 1 資格



(備考)

1 資格

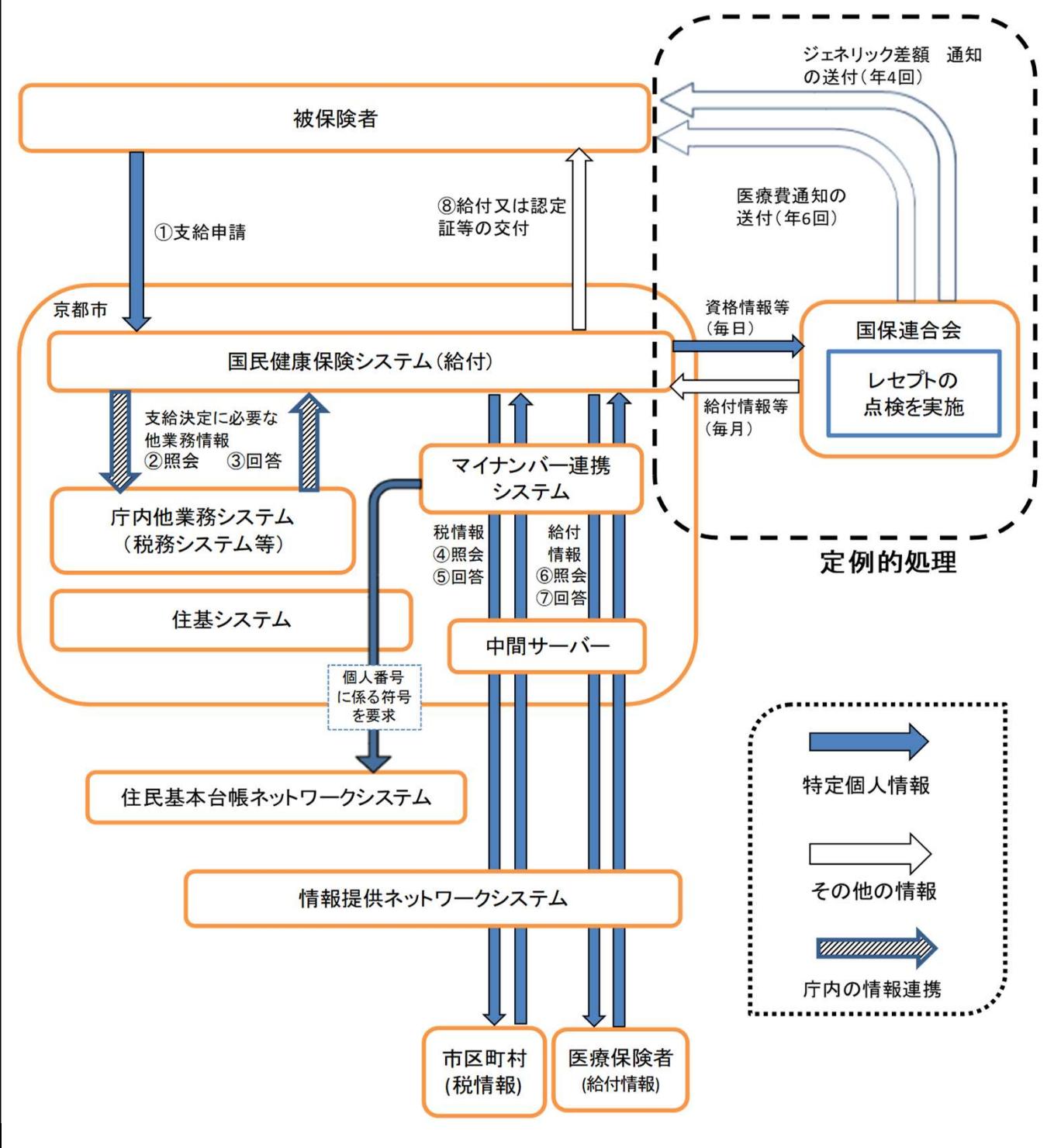
- 0 生活保護廃止(開始)により国民健康保険の資格を取得(喪失)するものについては、生活保護担当部署から生活保護受給証明書等、廃止(開始)日のわかる証明書等が被保険者に交付される。
- ① 転入、社会保険脱退等による加入や転出、社会保険加入等による喪失に係る異動届出を受ける。生活保護廃止(開始)による異動届については、被保険者が廃止(開始)日のわかる証明書等を持参する。
- ②③ 本市住基システムに照会し、対象者の氏名、世帯情報、住所等を確認する。
- ④⑤ 必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、市区町村に照会し、住基情報を確認する。
- ⑥⑦ 情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村に照会し、住基情報を確認する。
- ⑧⑨ 情報提供ネットワークシステムを通じて、各医療保険者に照会し、医療保険資格情報を確認する。
- ⑩ ①～⑨で把握した情報を基に、資格審査をし、異動処理を行う。
- ⑪ 異動処理の結果に応じて、被保険者証の交付・回収を行う。
- ⑫ 個人番号を含む資格異動情報(差分データ)を国保連合会に日次で送信し、国保連合会から市町村  
被保険者ID情報や京都府における資格取得日情報等を受信する。

\* 保険証一斉更新事務

- I 本市から、保険証作成情報(記号番号、氏名、住所、生年月日、有効期限等の印字情報)をDVD-RAM媒体で委託業者に渡す。
- II 委託業者は保険証を作成し、封入封緘のうえ本市に納品する。
- III 本市から被保険者に保険証を交付する。

## (別添1) 事務の内容

### 2 納付



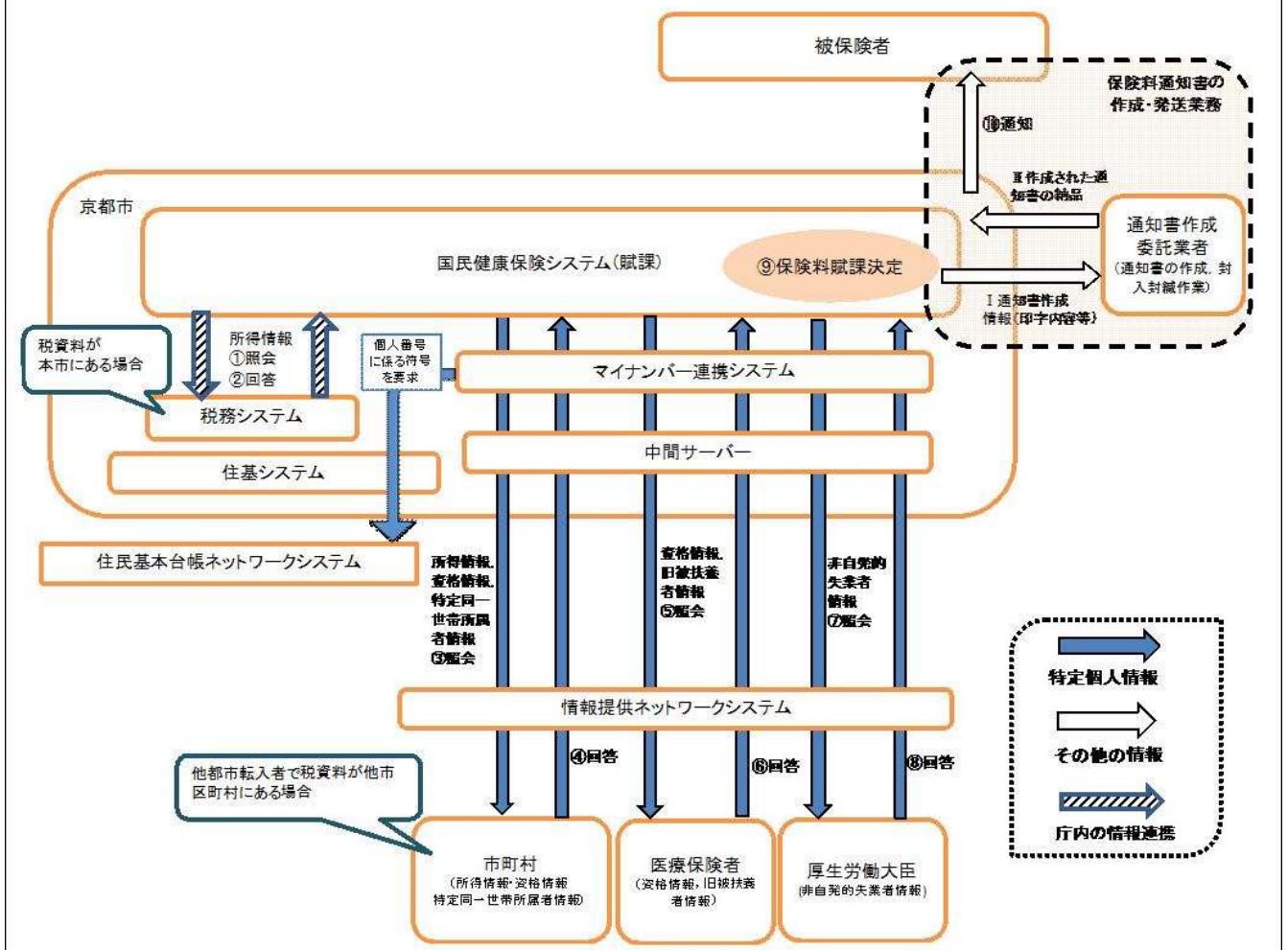
(備考)

2 納付

- ① 国民健康保険の世帯主から療養費、高額療養費等の支給申請を受ける。
- ②③ 本市税務システムに照会し、対象世帯の税情報を確認する。出産育児一時金については、助産制度の利用の有無を確認する。
- ④⑤ 情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村に照会し、税情報を確認する。
- ⑥⑦ 情報提供ネットワークシステムを通じて、各医療保険者に照会し、給付情報を確認する。
- ⑧ 納付又は認定証等の交付を行う。

## (別添1) 事務の内容

### 3 賦課



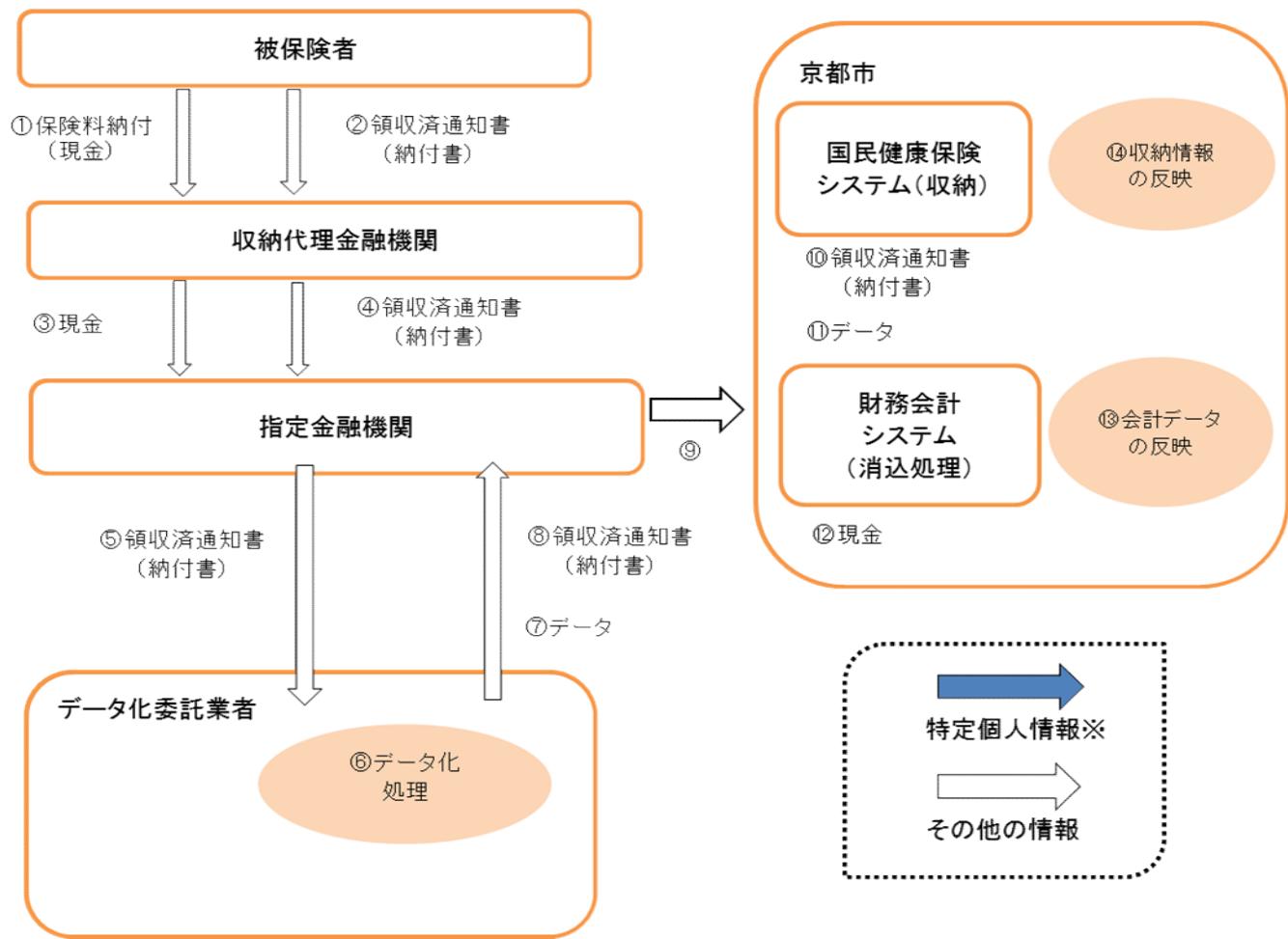
### (備考)

#### 3 賦課

- ①② 本市税務システムに照会し、国保料賦課に必要な被保険者の所得情報等を確認し、取り込む。
- ③④ 必要に応じて、情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村に照会し、所得情報等の賦課に必要な情報を確認し、取り込む。
- ⑤⑥ 必要に応じて、情報提供ネットワークシステムを通じて、各医療保険者に照会し、前保険資格情報を探査する。
- ⑦⑧ 必要に応じて、情報提供ネットワークシステムを通じて、厚生労働大臣に照会し、非自発的失業情報を確認する。
- ⑨ ①～⑧の情報を月末締めで取込み保険料の賦課決定を行う。
- ⑩ 国保世帯主へ保険料の決定通知等を送付する。

## (別添1) 事務の内容

### 4 徴収



※ 国民健康保険システム(収納)では、特定個人情報を取り扱っていないが、他のサブシステム(資格等)では、特定個人情報を取り扱っているため、参考に記載している。

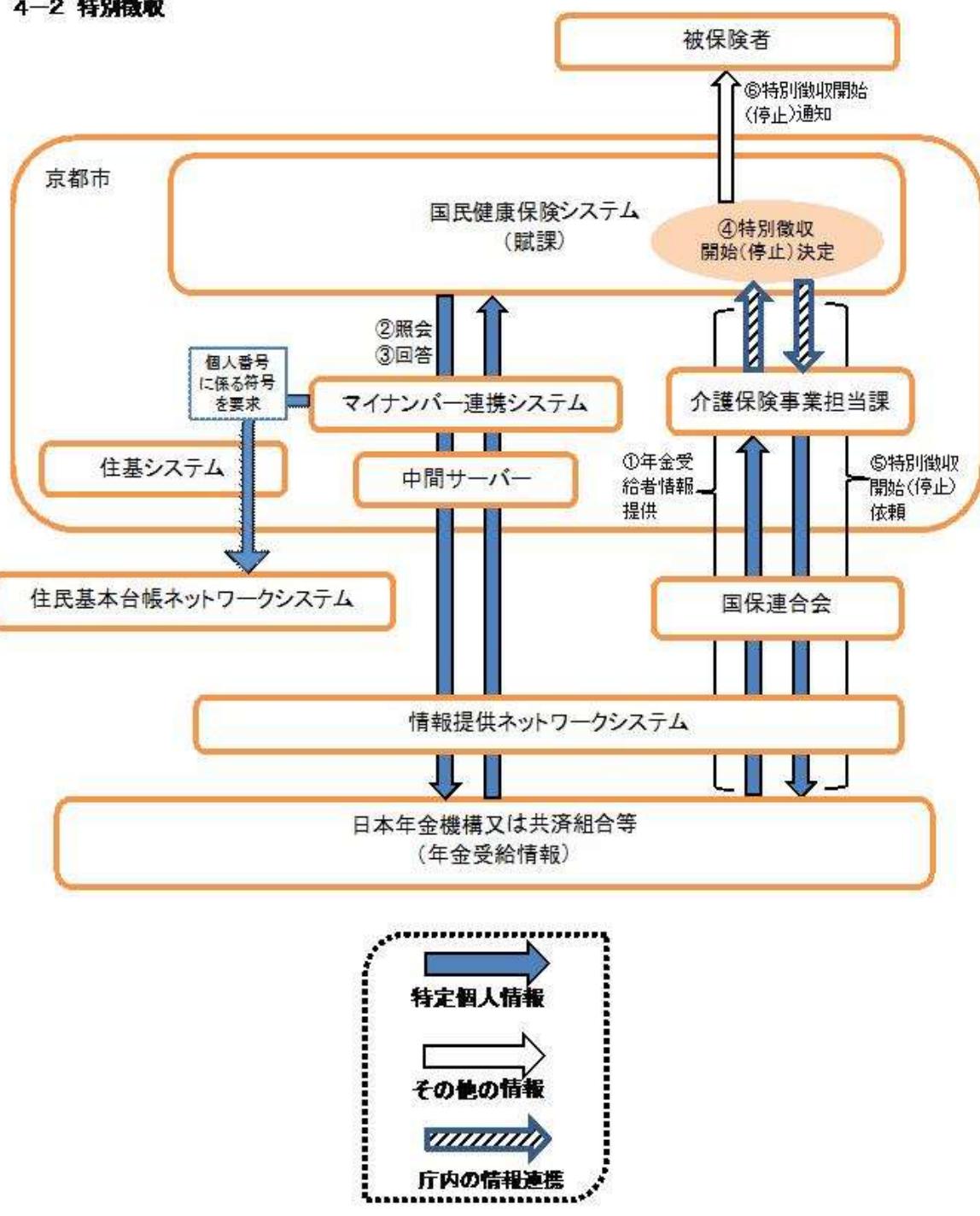
### (備考)

#### 4 徴収

- ①②保険料の賦課決定を受けた被保険者が、保険料を納付する。
- ③④各収納代理金融機関で現金と領収済通知書を取りまとめて指定金融機関に渡す。
- ⑤指定金融機関からデータ化委託業者に領収済通知書を渡す。
- ⑥受け取った領収済通知書に基づいてデータ化(パンチ処理)を行う。
- ⑦⑧⑨各資料(現金、領収済通知書、データ)を京都市に渡す。
- ⑩⑪⑫各資料(現金、領収済通知書、データ)に基づいて、各システムに反映(⑬、⑭)させる。

(別添1) 事務の内容

4-2 特別徴収



(備考)

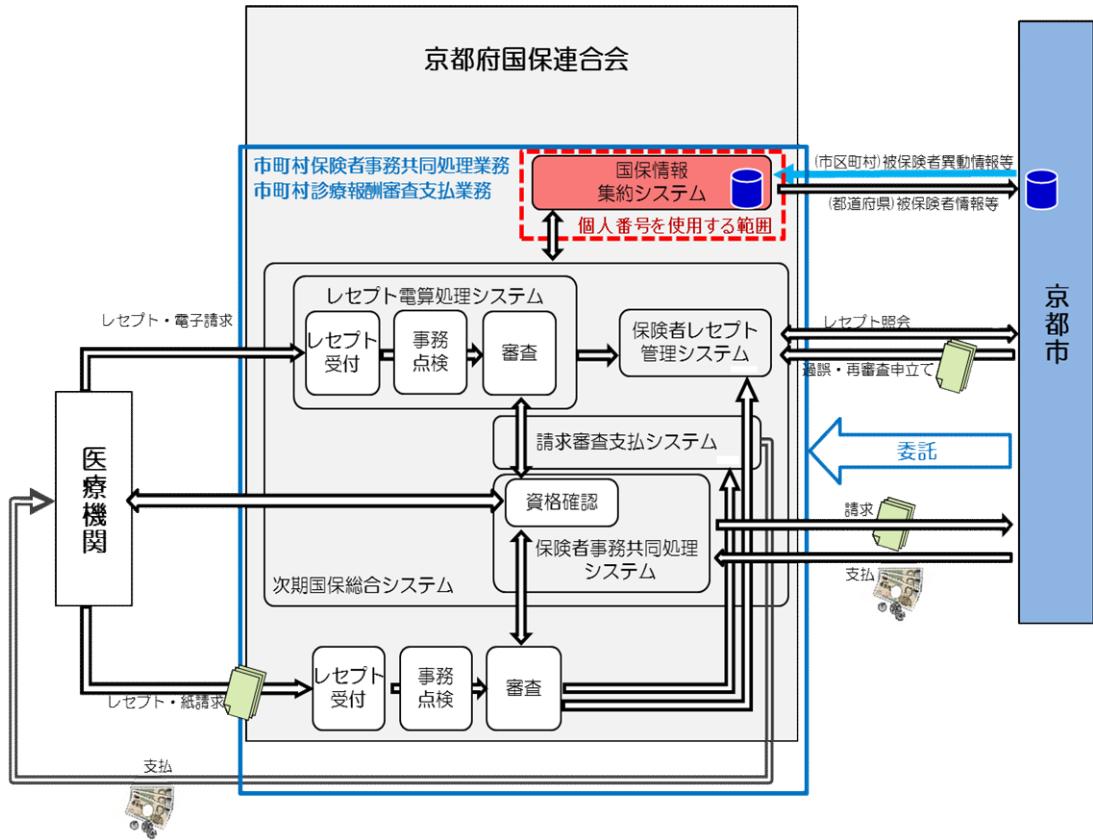
4-2 特別徴収

- ① 日本年金機構又は共済組合等の年金保険者からの、年金受給者情報の提供を確認し、取り込む。
- ②③ 必要に応じて、情報提供ネットワークシステムを通じて、日本年金機構又は共済組合等の年金保険者に照会し、年金受給情報を確認し、取り込む。
- ④ ①～③の情報を月初にとりまとめ、資格情報等と突合のうえ、特別徴収開始(停止)決定を行う。
- ⑤ ④で作成したデータを、国民健康保険団体連合会を通じて、日本年金機構又は共済組合等の年金保険者へ提供する。
- ⑥ 国保世帯主へ決定通知等を送付する。

## (別添1) 事務の内容

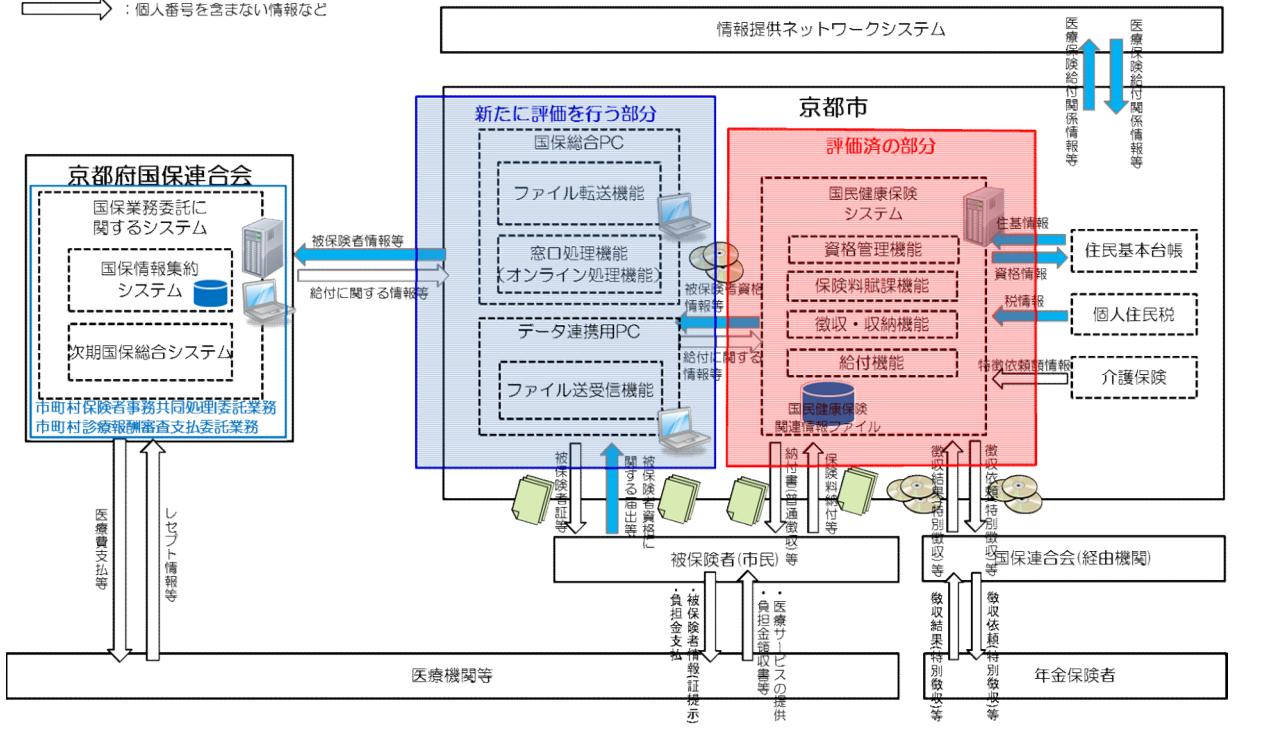
国保都道府県化における概略図(国民健康保険の業務委託とシステムの関係)

→ :個人番号を含む情報  
↔ :個人番号を含まない情報など



国保都道府県化における概略図(国保総合PCと市町村システムとの関係)

→ :個人番号を含む情報  
↔ :個人番号を含まない情報など



(備考)

1. 市町村保険者事務共同処理業務

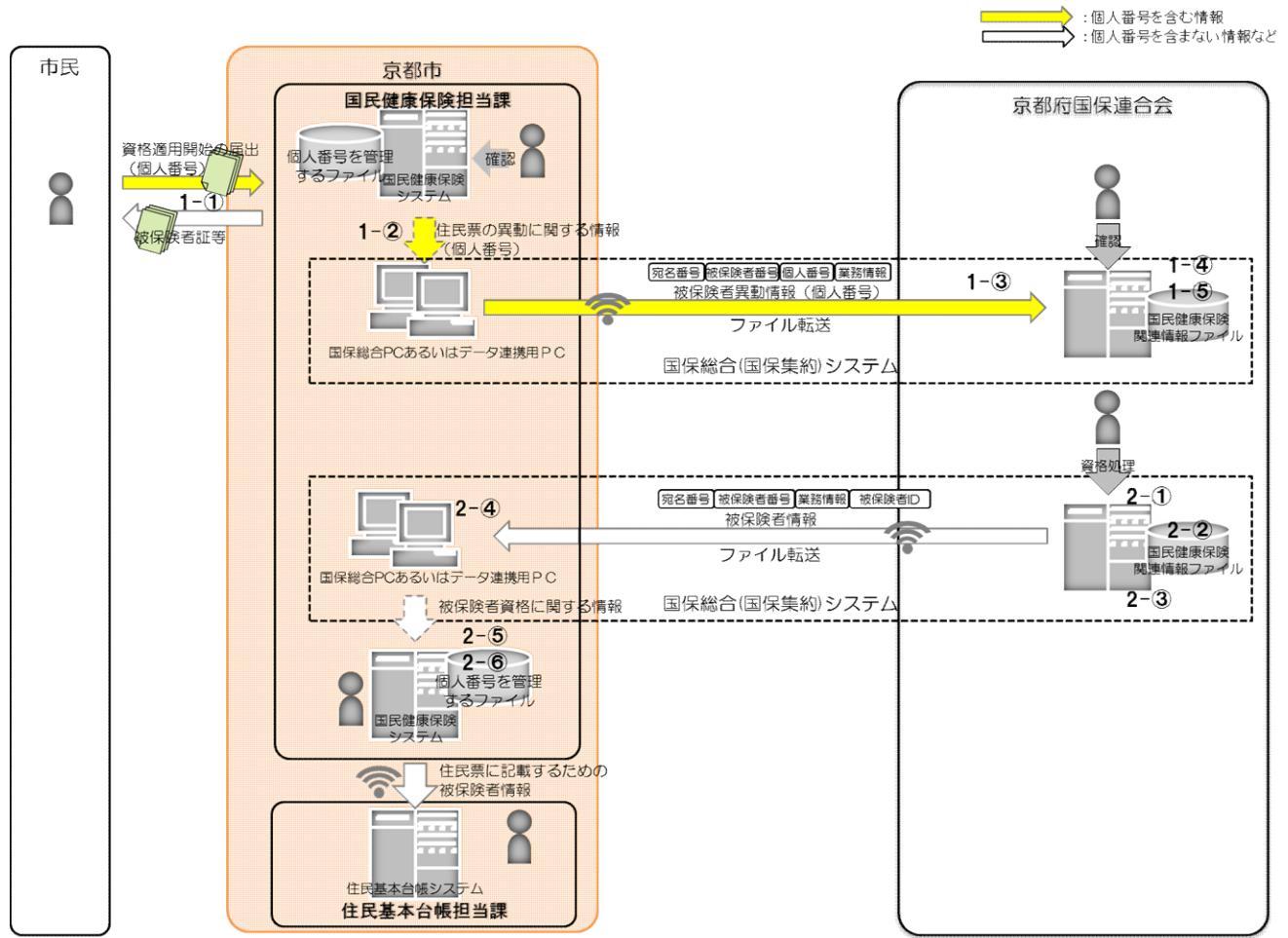
- 1-1.国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。
  - ・なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。
- 1-2.上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号を使用しない。

2. 市町村診療報酬審査支払業務

- ・保険医療機関等から提出される診療報酬の審査支払を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務および本業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号は使用しない。

## (別添1) 事務の内容

### 1 資格継続業務

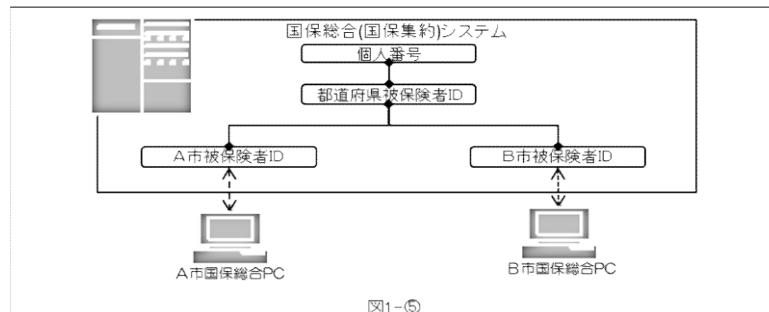


## 1 資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市町村から送付された被保険者情報と転入地市町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うこととなる。
- ・また、市町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

### (1)被保険者異動情報等の送信

- 1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。市民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。
- 1-②国民健康保険システムから、異動のあった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、本市の国保総合PCに移入する。  
データ連携用PCを用いる場合は、国民健康保険システムから当該連携用PCに直接移入する。
- 1-③本市の国保総合PCあるいはデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、本市から送信された当該情報に含まれる「個人情報」によって同一人の判断・確認を行う。  
また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市町別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性とが管理される。

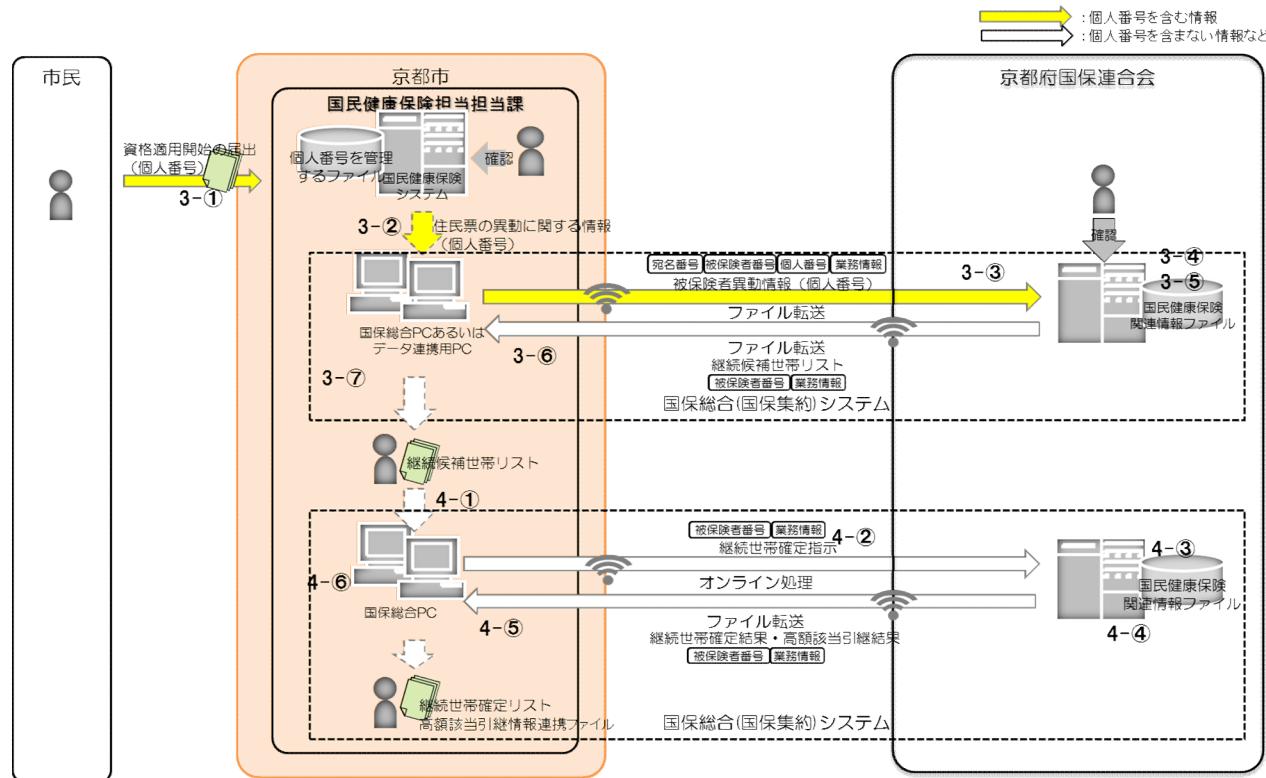


### (2)被保険者情報の受信

- 2-①(1)において本市の国保総合PCあるいはデータ連携用PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市町村間を転居した場合には、転出市町村と転入市町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。  
また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市町村別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐づき、さらに都道府県被保険者IDには個人番号が紐付されている。
- 2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから本市の国保総合PCあるいはデータ連携用PCに、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2-⑤本市では、国保総合PCから被保険者情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険システムに移入する。  
配信情報をデータ連携用PCで受け取る場合は、当該データ連携用PCを通じて国民健康保険システムに移入する。
- 2-⑥国民健康保険システムでは、移入された被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。  
本市では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。

## (別添1) 事務の内容

### 2 高額該当の引き継ぎ業務



(備考)

2 高額該当回数の引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12箇月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げる)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

(3) 繼続候補世帯の抽出

- 3-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに該当情報を登録する。
- 3-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、本市の国保総合PCに移入する。  
データ連携用PCを用いる場合は、国民健康保険システムから当該データ連携用PCに直接移入する。
- 3-③本市の国保総合PCあるいはデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リストが作成される。
- 3-⑥国保連合会の国保総合(国保集約)システムから本市の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑦本市において、国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

(4) 継続世帯の確定及び高額該当回数の引き継ぎ

- 4-①継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、本市の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-②本市の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。  
また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引継ぎが実施される。
- 4-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果及び高額該当引継結果が作成される。
- 4-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムから本市の国保総合PCに、継続世帯確定結果及び高額該当引継結果を配信する。
- 4-⑥本市において、国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。また、国保総合PCに表示した情報及び高額該当引継情報連携ファイルを確認し、  
高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	国民健康保険システムにおいて資格登録を行っている者のうち、個人番号を有する者	
その必要性	保険料の賦課徴収・給付関係事務を行ううえで、被保険者の正確な住基情報や所得情報を把握し、公平・公正な国民健康保険事務を行うため	
④記録される項目	[ 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[○] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報</li> <li>[○] 医療保険関係情報 [○] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報</li> <li>[○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[○] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報</li> <li>[○] 災害関係情報</li> <li>[ ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<p>①識別情報:対象者を正確に特定するために記録      ②連絡先情報:対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために記録      ③業務関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税関係情報:保険料賦課及び保険給付を適正に行うために記録</li> <li>・健康・医療関係情報:保険給付を適正に行うために記録</li> <li>・医療保険関係情報:資格管理及び保険給付を適正に行うために記録</li> <li>・児童・障害者福祉・介護・高齢者福祉関係情報:資格管理及び保険料賦課を適正に行うために記録(住所地特例や介護保険適用除外等)</li> <li>・生活保護関係情報:資格管理を適正に行うために記録</li> <li>・介護・年金関係情報:保険料の特別徴収を行うために記録</li> <li>・雇用・労働関係情報:保険料賦課を適正に行うために記録(非自発的失業者減免等)</li> <li>・災害関係情報:保険料賦課を適正に行うために記録(減免等)</li> </ul>	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>	[○] 本人又は本人の代理人	文化市民局地域自治推進室、行財政局税務部、保健福祉局(生活福祉部生活福祉課、障害保健福祉推進室、健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課、同室健康長寿企画課)、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部児童福祉センター児童相談所
	[○] 評価実施機関内の他部署	( 室, 健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課, 同 )
	[○] 行政機関・独立行政法人等	( 医療保険者, 年金機構 )
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人	( 他市町村 )
	[ ] 民間事業者	( )
②入手方法	[○] その他	( 地方公共団体情報システム機構, 京都府国民健康保険団体連合会 )
	[○] 紙	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ
	[ ] 電子メール	[○] 専用線 [ ] 庁内連携システム
	[○] 情報提供ネットワークシステム	
	[○] その他	( 住民基本台帳ネットワークシステム, 本市共通システム基盤の情報連携機能 )
③入手の時期・頻度	<本人又は本人の代理人からの入手>	国民健康保険法施行規則に記載されている申請等を受けた都度必要に応じて入手する。
	<本市共通システム基盤の情報連携機能により入手>	
	①住基関係情報:住基システムの異動情報を即時連動(住民の個人番号を含む。)	
	②地方税関係情報:税システムの異動情報を月次更新	
	③健康・医療関係情報:未定	
	④児童・障害者福祉・介護・高齢者福祉関係情報:月次で関係部署から情報提供	
	⑤生活保護関係情報:隨時で関係部署から情報提供	
	⑥介護・年金関係情報:介護保険システムの賦課異動情報等を月次更新	
	<情報提供ネットワークシステムにより入手>	
	調査が必要になった都度入手する。	
	<住民基本台帳ネットワークシステムにより入手>	
	本人確認情報について、調査が必要になった都度入手する。	
	【国保都道府県化に伴う追記】	
	<国保連合会からの入手>	
	以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。	
	・資格継続業務	
	・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル, 市町村被保険者ID連携ファイル等)	
	: 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。	
	平成30年4月1日以後に、日次の頻度。	
	・高額該当の引き継ぎ業務	
	・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)	
	: 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。	
	平成30年4月1日以後に、月次の頻度。	

		<p>&lt;本人又は本人の代理人からの入手&gt; 番号法第9条別表第1第30項に規定され、国民健康保険法施行規則、京都市国民健康保険条例、京都市国民健康保険規則に規定する届出及び申請を受けた都度必要に応じて入手する。</p> <p>&lt;本市共通システム基盤の情報連携機能により入手&gt; 番号法第9条第2項に基づく条例に規定され、迅速かつ効率的な対応が行える程度で情報を入手する。</p> <p>&lt;情報提供ネットワークシステムにより入手&gt; 番号法第19条第7号別表第2第42、43、44、45項に規定され、調査が必要になった都度入手する。</p> <p>&lt;住民基本台帳ネットワークシステムにより入手&gt; 番号法第14条第2項に規定され、調査が必要になった都度入手する。</p>								
④入手に係る妥当性		<p><b>【国保都道府県化に伴う追記】</b></p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt; 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内での情報である。</p> <p><b>1 入手の時期・頻度の妥当性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格継続業務</li> <li>・被保険者情報：国保総合（国保集約）システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。</li> <li>・高額該当の引き継ぎ業務</li> <li>・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</li> </ul> <p><b>2 入手方法の妥当性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏洩や盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</li> </ul>								
⑤本人への明示		<p>①使用目的を文書または口頭で本人に明示した上で入手する。</p> <p>②本市共通システム基盤の情報連携機能により入手を行うことは、番号法第9条第2項に基づく条例にて明示されている。</p> <p>③情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の第42、43、44、45項にて明示されている。</p> <p>④住民基本台帳ネットワークシステムを通じた入手については、番号法第14条第2項において地方公共団体情報システム機構に対し機関保存本人確認情報の提供を求める旨が規定されている。</p>								
⑥使用目的 ※		国民健康保険法、国民健康保険に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による国民健康保険の資格・給付・賦課に関する事務を適正に行うため。								
	変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健福祉局生活福祉部保険年金課、各区役所・支所保健福祉センター健康福祉部保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当								
	使用者数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>[ 100人以上500人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								

⑧使用方法 ※	<p>①資格事務 ・資格の取得喪失情報や住基情報を基に、様々な資格異動に伴う資格の認定を行う。</p> <p>②給付事務 ・各種保険給付の決定を行う。 ・所得情報を基に、保険給付を行うための一部負担金割合や限度額区分の判定を行う。</p> <p>③賦課事務 ・所得情報を基に、保険料の賦課を行う。</p> <p>④徴収事務 ・保険料の特別徴収を行う。</p>
情報の突合 ※	<p>①資格事務 届出記載事項と住基情報、他保険資格情報等を突合し、資格認定や被保険者証の発行等を行う。</p> <p>②給付事務 ・住基情報と所得情報を突合し、70歳以上75歳未満の被保険者に係る一部負担金割合の判定や保険給付の支給に係る限度額区分の判定を行う。 ・医療給付情報と介護保険給付情報を突合し、保険給付額を決定する。</p> <p>③賦課事務 住基情報、所得情報、雇用保険情報等を突合し、保険料の賦課決定を行う。</p>
情報の統計分析 ※	国・京都府への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別するような統計・分析は行わない。
権利利益に影響を与える得る決定 ※	<p>①資格事務 ・被保険者の資格取得や資格喪失の資格認定等 ・被保険者証等の交付</p> <p>②給付事務 ・各種保険給付の支給決定等 ・保険給付を行うための限度額区分の判定等 ・70歳以上75歳未満の被保険者に係る一部負担金割合の判定等</p> <p>③賦課事務 ・保険料の賦課決定等</p>
⑨使用開始日	平成28年1月1日

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4 ) 件	
委託事項1	システムのオペレーション業務委託	
①委託内容	システムにて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	<選択肢> [ 10万人以上100万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	システムの安定稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	<選択肢> [ 10人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 庁舎内にてシステム機器を直接操作 )	
⑤委託先名の確認方法	ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社インテック	
⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法 再委託先の名称、業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先の取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け諾否を判断する。	
	⑨再委託事項 汎用電子計算機及び周辺装置操作業務におけるオペレーション	

#### 委託事項2~5

委託事項2	システムの運用保守委託	
①委託内容	システムの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	<選択肢> [ 10万人以上100万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	システムの安定稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	<選択肢> [ 50人以上100人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] その他 ( 庁舎内にてシステム機器を直接操作 )
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社を代表とするコンソーシアム
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		国民健康保険療養費支給申請書の内容点検
①委託内容		国民健康保険療養費支給申請書の内容点検
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの一部 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> [ 10万人以上100万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険の被保険者
	その妥当性	申請書の内容点検、データ化、患者照会までを一貫した作業で行うため。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [ 100人以上500人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社コアジャパン
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項4</b>		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容		<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する。)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
		<p>・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、本市に住所を有する者</p> <p>・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</p> <p>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</p> <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、本市に加入資格が適用される者をいう。</p>	
対象となる本人の範囲 ※	その妥当性	<p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)」第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>	
		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ ○ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ</p> <p>[ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		委託先名は調達関係情報として本市のWebサイトに公開する。	
⑤委託先名の確認方法		京都府国民健康保険団体連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他本市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンスなど。)	

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている ( 30 ) 件 [○] 移転を行っている ( 2 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第1項	
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
<b>提供先2～5</b>		
提供先2	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第2項	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先3	健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第3項	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>	

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者の中、個人番号を有する者		
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線	
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙	
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )		)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度		
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第4項		
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者の中、個人番号を有する者		
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線	
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙	
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )		)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度		
<b>提供先5</b>	全国健康保険協会		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第5項		
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者の中、個人番号を有する者		
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線	
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙	
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )		)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度		

提供先6~10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第9項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第12項
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第15項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者

⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線
	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ] その他 ( )	)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先9	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第17項	
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する規定であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者の中、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線
	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ] その他 ( )	)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先10	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第22項	
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者の中、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線
	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ] その他 ( )	)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先11～15		
提供先11	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第26項	
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	

④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者の中、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先12</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第27項
②提供先における用途	地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者の中、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先13</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第30項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対し無利子または低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者の中、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

<b>提供先14</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第33項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先15</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第39項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先16~20</b>	
<b>提供先16</b>	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第42項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者

⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先17	厚生労働大臣又は共済組合等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第46項	
②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。), 第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者の中、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先18	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第58項	
②提供先における用途	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者の中、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	

<b>提供先19</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第62項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令に定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先20</b>	番号法第19条第7号別表第2第78項
①法令上の根拠	厚生労働大臣
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

<b>提供先1</b>	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第80項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[      ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先2~5</b>	
<b>提供先2</b>	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第81項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[      ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先3</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第87項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者

⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第88項	
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
<b>提供先5</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第93項	
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
<b>提供先6~10</b>		
<b>提供先6</b>	厚生労働大臣又は共済組合等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第95項	
②提供先における用途	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	

④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者の中、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先7	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第97項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者の中、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先8	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第106項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者の中、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

<b>提供先9</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第109項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: left;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先10</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第120項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: left;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

<b>移転先1</b>	行財政局税務部
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	個人市民税の社会保険料控除額の算出業務
③移転する情報	国民健康保険の世帯主に係る氏名及び生年月日、保険料納付額
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[    1万人以上10万人未満    ]      1) 1万人未満              2) 1万人以上10万人未満              3) 10万人以上100万人未満             4) 100万人以上1,000万人未満             5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の納付実績がある世帯主のうち60歳以上かつ前年度の総所得金額が35万円を超えるもの
⑥移転方法	<p>[    ] 庁内連携システム    [    ] 専用線              [    ] 電子メール    [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)              [    ] フラッシュメモリ    [    ] 紙              [ ○ ] その他 ( 本市共通システム基盤の情報連携機能 )</p>
⑦時期・頻度	情報の提供依頼のあった都度
<b>移転先2~5</b>	
<b>移転先2</b>	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	介護保険料の徴収に関する催告・督促
③移転する情報	被保険者資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[    10万人以上100万人未満    ]      1) 1万人未満              2) 1万人以上10万人未満              3) 10万人以上100万人未満             4) 100万人以上1,000万人未満             5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者のうち、介護保険を受給している者
⑥移転方法	<p>[    ] 庁内連携システム    [    ] 専用線              [    ] 電子メール    [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)              [    ] フラッシュメモリ    [    ] 紙              [ ○ ] その他 ( 本市共通システム基盤の情報連携機能 )</p>
⑦時期・頻度	情報の提供依頼のあった都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<京都市における措置> ①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設けており、入退室管理を静脈認証により行っている。 ②サーバー室の出入口を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ③申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。		
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満                  2) 1年                  3) 2年 4) 3年                  5) 4年                  6) 5年 7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	給付や保険料の還付等の時効が5年であるため、国保加入世帯の全員が資格喪失をしてから5年間保管を行う。
③消去方法		<京都市における措置> ①保管期間を過ぎたものについては、システム内で削除処理を実行する。 ②紙書類については、規定に基づき外部業者による溶解処理を行う。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

## 7. 備考

—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

\* 業務個人番号は番号法導入前より使用している国民健康保険システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

<宛名>

宛名参照情報(A)	更新区	更新年月日	最終更新情報	宛名マスタ
国保宛名番号	区コード	住登外住所索引情報	更新区	世帯番号
業務個人番号	管轄コード	住所コード	区コード	記号番号
最終更新情報	更新年月日	カナ氏名	管轄コード	住所コード
更新区	外登宛名番号仮押え情報(B)	氏名サイン	更新年月日	区
区コード	外登宛名番号	国保宛名番号	住登外氏名索引情報	学区
管轄コード	国保宛名番号	住所	区コード	町
更新年月日	最終更新情報	氏名漢字	カナ氏名	世帯コード
宛名参照情報(B)	更新区	生年月日	氏名サイン	宛名区分
業務個人番号	区コード	性別	国保宛名番号	作成期
国保宛名番号	管轄コード	最終更新情報	住所コード	世帯主宛名番号
最終更新情報	更新年月日	更新区	住所	世帯主個人番号
更新区	国保住登外マスタ	区コード	氏名漢字	住所コード
区コード	国保宛名番号	管轄コード	生年月日	区
管轄コード	履歴番号	更新年月日	性別	学区
更新年月日	県市町村コード	税宛名番号仮押え情報(A)	旧氏名サイン	町
住登外生年月日索引情報	住所コード	国保宛名番号	最終更新情報	郵便番号
生年月日	郵便番号	税宛名番号	更新区	住所文字数
カナ氏名	住所文字数	区分	区コード	文字数(市区)
氏名サイン	住所	最終更新情報	管轄コード	文字数(通り名)
国保宛名番号	方書	更新区	更新年月日	文字数(町名)
住所コード	氏名カナ	区コード	通名情報	文字数(地番)
住所	氏名漢字	管轄コード	国保宛名番号	住所
氏名漢字	氏名1	更新年月日	通名かな	方書
性別	氏名2	税宛名番号仮押え情報(B)	通名漢字	氏名(カナ)
最終更新情報	通称名カナ	税宛名番号	生年月日	氏名(漢字)
更新区	通称名漢字	国保宛名番号	性別	通称名使用サイン
区コード	通称名1	区分	最終更新情報	補記サイン
管轄コード	通称名2	最終更新情報	更新区	住所補記サイン
更新年月日	生年月日	更新区	区コード	方書補記サイン
外登参照情報(A)	性別	区コード	管轄コード	氏名補記サイン
外登宛名番号	国籍コード	管轄コード	更新年月日	電話番号
国保宛名番号	通称名使用サイン	更新年月日	税参考情報(A)	点字サイン
最終更新情報	住民日	方書情報	税宛名番号	その他備考
更新区	住所補記サイン	国保宛名番号	業務個人番号	収納その他備考
区コード	方書補記サイン	住定年月日	区分	分納・誓約サイン
管轄コード	氏名補記サイン	方書	最終更新情報	全部喪失サイン
更新年月日	通称名補記サイン	最終更新情報	更新区	嘱託員コード
外登参照情報(B)	市内最終住所コード	更新区	区コード	世帯主生年月日
国保宛名番号	作成区分	区コード	管轄コード	バーコード(漢字)
外登宛名番号	登録日	管轄コード	更新年月日	所在不明サイン
最終更新情報	在留情報	更新年月日	税参考情報(B)	差押サイン
更新区	在留区分	送付先情報	業務個人番号	検索保留サイン
区コード	在留期間開始	国保世帯番号	税宛名番号	滞納検索保留サイン
管轄コード	在留期間	県市町村コード	区分	国保宛名参照情報
更新年月日	最終更新情報	住所コード	最終更新情報	宛名番号
外登宛名番号仮押え情報(A)	更新理由	郵便番号	更新区	業務個人番号
国保宛名番号	更新区	住所文字定数	区コード	更新区
外登宛名番号	区コード	住所	管轄コード	区コード
最終更新情報	管轄コード	方書	更新年月日	管轄コード

更新年月日	分納・誓約サイン	住所コード	世帯コード
年月日	全部喪失サイン	区	最新記番サイン
異動サイン	嘱託員コード	学区	作成期
作成期	バーコード(漢字)	町	方書情報
分割宛名マスタ	所在不明サイン	郵便番号	宛名番号
送付用宛名マスタ	差押サイン	住所文字数	住定日
世帯番号	検索保留サイン	文字数(市区)	方書
記号番号	滞納検索保留サイン	文字数(通り名)	更新区
住所コード	住所移動情報	文字数(町名)	区コード
区	記号番号	文字数(地番)	管轄コード
学区	年相	住所	更新年月日
町	医療情報	方書	異動サイン
世帯コード	軽減種別	氏名(カナ)	作成期
宛名区分	人数	氏名(漢字)	送付先情報
住所コード	所得割基礎額	通称名(カナ)	世帯番号
区	均等割額	通称名(漢字)	県市町村コード
学区	平等割額	生年月日	住所コード
町	所得割額	性別	区
送付先表示	軽減額	住民日	学区
郵便番号	限度超過額	住定日	町
郵便番号予備	減免額	住登区分	郵便番号
住所1サイン	保険料年額	消除(転出予定)異動日	住所文字数
住所1	介護情報	住登外作成区分	文字数(市区)
住所2サイン	軽減種別	国籍区分	文字数(通り名)
住所2	人数	通称名使用サイン	文字数(町名)
住所3サイン	所得割基礎額	補記サイン	文字数(地番)
住所3	均等割額	住所補記サイン	住所
住所4サイン	平等割額	方書補記サイン	方書
住所4	所得割額	氏名補記サイン	更新区
住所5サイン	軽減額	通称名補記サイン	区コード
住所5	限度超過額	異動サイン	管轄コード
住所6サイン	減免額	登録日	更新年月日
住所6	保険料年額	在留情報	異動サイン
住所7サイン	後期支援金情報	在留資格	作成期
住所7	軽減種別	在留期間開始	連携情報
方書1(前20文字)	人数	在留期間終了	個人番号
方書(後10文字)	所得割基礎額	旧国保サイン	団体内統合宛名番号
編集氏名	均等割額	記番リンク情報	情報提供用個人識別符号
無編集氏名(外字*有り)	平等割額	記号番号	情報提供等記録
氏名(カナ)	所得割額	住所コード	氏名
賦課地町名編集サイン	軽減額	区	住所
賦課地町名	限度超過額	学区	性別
補記サイン	減免額	町	生年月日
住所補記サイン	保険料年額	世帯コード	
方書補記サイン	平等割額半額基準日	世帯番号	
氏名補記サイン	特徴期間(現年度)	最新記号番号	
電話番号	国保住民情報	住所コード	
点字サイン	宛名番号	区	
その他備考	作成期	学区	
収納その他備考	業務個人番号	町	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<資格>

非自発的失業者情報	区コード	資格区分	対象生年月日
非自発的失業者Mレコード	管轄コード	履歴番号	40歳該当誕生日(A)
業務個人番号	更新日	更新情報	65歳該当誕生日(B)
連番	後期宛名リンク情報	更新区	74歳該当誕生日(C)
離職情報	業務個人番号	区コード	月次対象条件
離職日	後期医療被保険者番号	管轄コード	再交付申請期間
離職理由	記号番号リンク情報	更新日	受付開始日
保険料軽減期間情報	記号番号	個人マスタ	受付終了日
保険料軽減該当情報	区	個人情報	処理対象上限
該当日	学区	業務個人番号	対象可能届出上限日
該当理由	町	履歴番号1	対象可能取得上限日
該当届出日	世帯	履歴番号2	月次処理パラメータ
保険料軽減非該当情報	世帯番号	履歴番号3	交付年月日
非該当日	更新情報	世帯番号	バッチ処理期間
非該当理由	更新区	記号番号	処理日(自)
非該当届出日	区コード	区	処理日(至)
保険給付軽減期間情報	管轄コード	学区	Aパターン
保険給付軽減該当情報	更新日	町	特定健診
該当日	記号番号付番情報	世帯	対象
該当理由	国保住所コード	員番	負担額
該当届出日	自動付番・連番(記号番号)	資格区分	生活機能
保険給付軽減非該当情報	更新情報	本人員番	対象
非該当日	更新区	取得情報	負担率
非該当理由	区コード	全一区分	ドック
非該当届出日	管轄コード	異動日	対象
レコード更新情報	更新日	職権区分	負担率
更新区	公費情報	理由	Bパターン
区コード	業務個人番号	届出日	特定健診
管轄コード	公費情報	喪失情報	対象
更新日	公費負担者番号	全一区分	負担額
保険者マスタ	入力日	異動日	生活機能
政管健保番号	非該当日	職権区分	対象
保険者番号	入力日	理由	負担率
法別番号	非該当日	届出日	ドック
都道府県	入力日	資格取得開始サイン	対象
保険者番号	非該当日	退職該当開始サイン	負担率
保険者名(漢字)	入力日	京北減免該当サイン	Cパターン
保険者名(カナ)	非該当日	更新情報	特定健診
住所コード	更新情報	更新区	対象
郵便番号	更新区	区コード	負担額
住所	更新区コード	管轄コード	生活機能
住所文字数	更新管轄コード	更新日	対象
方書	更新年月日	パラメータ情報	負担率
電話番号	個人リンク情報	年度	ドック
管理情報	世帯番号	整理番号	対象
開始日	連番	パターン	負担率
終了日	続きサイン	個人番号(最終番号)	更新日
保険者名(カナ清音)	個人情報	年次該当条件	更新区
データ更新情報	業務個人番号	交付年月日	個人世帯履歴情報
更新区	員番	有効期限	業務個人番号

履歴番号	再発行日	国保世帯番号	交付方法
世帯番号	出力回数	業務個人番号	交付理由
記号番号	受診券作成時情報	個人連番	交付場所(区コード)
区	処理区分	員番	回収日
学区	作成時被保険者番号	後期該当情報	回収方法
町	区	後期該当理由	回収理由
世帯	学区	後期該当日	回収場所(区コード)
員番	町	後期届出日	人数
資格区分	世帯	異動情報	資格区分
本人員番	作成日	異動理由	員番
資格取得情報	生年月日	本市異動日	業務個人番号
取得日	年齢	異動届出日	取得／該当日
職権区分	交付区分	非該当情報	限度額区分
理由	介護認定有無	非該当理由	更新情報
届出日	整理番号	旧被保非該当日	更新区
取得異動情報	年度	非該当届出日	区コード
異動日	種別	レコード更新情報	管轄コード
職権区分	券パターン	更新区	更新日
理由	個人番号(特定健診独自番号)	区コード	証発行記録情報2
届出日	受診券作成内容	管轄コード	世帯番号
資格喪失情報	交付返戻区分	更新日	発行番号(逆数)
喪失日	券種類	旧国保マスター2次索引キー	連番
職権区分	交付年月日	業務個人番号	記号番号
理由	有効期限	連番	区
届出日	特定健診	取得済番号情報	学区
該当情報	対象	記号番号	町
該当日	負担額	区	世帯
職権区分	生活機能	学区	保険証区分
理由	対象	町	別証区分
届出日	負担率	世帯	別証番号
非該当情報	ドック	番地	有効期限日(発行期日)
非該当日	対象	番号取得日	交付日
職権区分	負担率	更新情報	交付方法
非該当理由	回収日	更新区	交付理由
非該当届出日	再発行申請書情報	区コード	交付場所(区コード)
統柄	申請区分	管轄コード	回収日
主判定区分	申請書出力日	更新日	回収方法
通名使用サイン	出力回数	証発行記録情報1	回収理由
更新情報	受診情報	世帯番号	回収場所(区コード)
更新区	健診有無	発行番号(逆数)	資格区分
区コード	受診日	記号番号	員番
管轄コード	医療機関番号	区	業務個人番号
更新日	府県コード	学区	取得／該当日
健診対象者マスター		町	発行日
健診対象者マスタレコード		世帯	限度額区分
業務個人番号	連番	保険証区分	更新情報
年度	更新日	別証区分	更新区
連番	更新区	別証番号	区コード
再発行情報	旧国保被保険者マスター	有効期限日(発行期日)	管轄コード
再発行理由	旧国保被保険者マスタレコード	交付日	更新日

整理番号情報	適用除外者情報	届出日	続柄
年度	宛名番号	その他情報	主判定区分
種別	履歴番号	備考	資格区分
特定健診独自番号	開始情報	レコード更新情報	資格取得日
パターン	開始日	更新区	取得異動日
個人番号(特定健診独自番号)	開始届出日	管轄	取得理由
業務個人番号	開始理由	更新年月日	取得届出日
更新日	処理区分	後期宛名リンク情報	喪失異動日
更新区	施設名	業務個人番号	喪失理由
世帯マスタ	施設種別	後期高齢医療被保険者番号	喪失届出日
世帯番号	実施機関コード	公費情報	医療／後期分月別資格状況
履歴番号	終了情報	業務個人番号	医療／後期分月別資格ビット
記号番号	終了日	公費情報	賦課期日
区	終了届出日	公費負担者番号	介護2号AREA
学区	終了理由	入力年月日	今月介護2号資格異動サイン
町	処理区分	登録区	今月介護2号資格異動理由
世帯	作成区分	非該当年月日	介護2号予定者サイン
資格取得情報	更新情報	非該当登録区	今月適用除外変更サイン
職権区分	更新区	データ更新情報	適用除外者サイン
取得理由	区コード	登録日	今月40歳到達者サイン
取得日	管轄コード	登録者	来月40歳到達者サイン
資格喪失情報	更新日	更新日	今年度40歳到達者サイン
職権区分	特定疾患対象者マスタ	更新者	今月65歳到達者サイン
喪失理由	特定疾患対象者Mレコード	特定疾患対象者マスタ	今年度65歳到達者サイン
喪失日	業務個人番号	業務個人番号	年度当初年齢
世帯主個人番号	特定疾患情報	特定疾患情報	今月年齢
擬制区分	入力日	入力日	介護2号月別資格状況
世帯区分	非該当日	非該当日	介護2号月別資格ビット
電話番号	受給者番号	受給者番号	介護2号月別資格予定状況
点字サイン	所得区分	所得区分	介護2号月別資格予定ビット
その他備考	処理日	処理日	賦課期日時点の資格区分
最新員番	レコード更新情報	レコード更新情報	被爆者情報
世帯介護サイン	更新区	更新区	被爆者該当日
所在不明サイン	区コード	管轄	被爆者非該当日
検索保留サイン	管轄コード	更新年月日	被爆者医療／後期月別状況
滞納検索保留サイン	更新年月日	被爆者資格	被爆者医療／後期月別ビット
更新情報	予定終期情報	賦課用資格マスタ	被爆者介護月別状況
更新区	業務個人番号	業務個人番号	被爆者介護月別ビット
区コード	区分	年度相当	非自発的失業者資格ビット
管轄コード	予定終期	世帯番号	業務個人番号
更新日	旧被扶養者マスタ	最新記号番号	年度相当
適用除外マスタ	業務個人番号	住所コード	世帯番号
適用除外マスターコード	連番	区	最新記号番号
業務個人番号	該当情報	学区	住所コード
該当／非該当情報	旧被扶養者該当日	町	区
該当日	該当理由	世帯コード	学区
該当理由	届出日	員番	町
非該当日	非該当情報	作成期	世帯コード
更新日	旧被扶養者非該当日	生年月日	員番
更新区	非該当理由	性別	作成期

賦課期日	国保支援対象者情報	被保険者証回収日	保険種別
非自発の失月別状況(医／後)	記号番号	資格得喪履歴	資格証該当年月日
非自発の失業月別ビット	住所コード	得喪履歴	資格証非該当年月日
非自発の失業月別状況(介護)	区	員番	短期証有効期限
非自発の失業月別ビット	学区	資格区分	証交付年月日
賦課期日時点非自発の該当S	町	資格取得異動日	高額判定区分
非自発の失業異動S	世帯コード	資格取得理由	現年AREA
国保用後期高齢管理マスタ	宛名番号	資格喪失異動日	現年
被保険者番号	個人情報エリア	喪失理由	現年高額判定区分
履歴番号(99から連番)	業務個人番号	資格取得日	前年AREA
被保険者情報	世帯番号	退職者資格該当年月日	前年
取得日(台帳登録日)	員番	予備2	前年高額判定区分
取得理由	漢字氏名	退職者資格区分	前々年AREA
喪失日(和暦)	支援措置情報	退職者資格該当異動日	前々年
喪失理由	住基支援措置情報	退職者資格該当届出日	前々年高額判定区分
保険者適用情報	国保資格状況	退職者該当理由	予備6
保険者番号情報	国保資格取得	退職者資格非該当異動日	国保連合会被保険者マスタ2
法別番号	国保資格喪失	退職者資格非該当届出日	被保険者番号
保険者番号	国保区間移動	退職者非該当理由	被保険者証番号
都道府県コード	国保区内移動	退職者資格得喪履歴	被保険者証住所コード
市区町村コード	住基資格状況	退職得喪履歴	区コード
管理区	住基転入	退職者資格区分	学区コード
適用開始日	住基転出	退職者資格該当異動日	町コード
適用終了日	住基区間移動	退職者該当理由	被保険者証世帯番号
広域連合作成日	住基区内移動	退職者資格非該当異動日	被保険者整理番号
作成時刻	国保連合会被保険者マスタ1	退職者非該当理由	員番
その他情報	保険者番号	住所コード	資格区分
旧被保険者番号	被保険者証番号	地番	資格取得異動日
新被保険者番号	被保険者証住所コード	表示形態	資格取得届出日
通称名使用サイン	区コード	通り名(漢字)	取得理由
点字サイン	学区コード	番地(漢字)	資格喪失異動日
特記サイン	町コード	方書(漢字)	資格喪失届出日
連絡先TEL	被保険者証世帯番号	予備3	喪失理由
更新情報	被保険者整理番号	電話番号	性別
更新区	員番	世帯主氏名(カナ)	生年月日
区コード	資格区分	世帯主氏名(漢字)	氏名(カナ)
管轄コード	資格取得異動日	退職者被保険者証回収日	氏名(漢字)
更新日	資格取得届出日	予備4	続柄
更新時間	取得理由	世帯番号	その他(住移)届出日
国保情報	資格喪失異動日	員番	その他(住移)理由
宛名番号	資格喪失届出日	送付先住所(漢字)	予備1
業務個人番号	喪失理由	市区町村名(漢字)	被保険者証回収日
世帯番号	性別	通り名(漢字)	資格得喪履歴
記号番号	生年月日	町名(漢字)	得喪履歴
住所コード	氏名(カナ)	番地(漢字)	員番
区	氏名(漢字)	方書(漢字)	資格区分
学区	続柄	予備5	資格取得異動日
町	その他(住移)届出日	世帯内印書順番	資格取得理由
世帯コード	その他(住移)理由	郵便番号	資格喪失異動日
員番	予備1	送付先郵便番号	喪失理由

資格取得日	前年AREA	員番	住所
退職者資格該当年月日	前年	作成期	方書
予備2	前年高額判定区分	生年月日	氏名(カナ)
退職者資格区分	前々年AREA	65歳誕生日	氏名(漢字)
退職者資格該当異動日	前々年	性別	通称名(カナ)
退職者資格該当届出日	前々年高額判定区分	統柄	通称名(漢字)
退職者該当理由	前期判定区分	主判定区分	生年月日
退職者資格非該当異動日	現年AREA	資格区分	性別
退職者資格非該当届出日	現年	資格取得日	住民日
退職者非該当理由	現年前期判定区分	取得異動日	住定日
退職者資格得喪履歴	前年AREA	取得理由	住登区分
退職得喪履歴	前年	取得届出日	消除(転出予定)異動日
退職者資格区分	前年前期判定区分	喪失異動日	住登外作成区分
退職者資格該当異動日	前々年AREA	喪失理由	国籍区分
退職者該当理由	前々年	喪失届出日	通称名使用サイン
退職者資格非該当異動日	前々年前期判定区分	医療／後期分月別資格状況	補記サイン
退職者非該当理由	予備6	医療／後期分月別資格ビット	住所補記サイン
住所コード	限度額適用認定証履歴	賦課期日	方書補記サイン
地番	履歴①	賦課期日時点の資格区分	氏名補記サイン
表示形態	適用区分①	旧被扶養者情報	通称名補記サイン
通り名(漢字)	発効期日①	旧被扶養者資格取得日	資格区分
番地(漢字)	有効期限①	旧被扶養者該当理由	本人員番
方書(漢字)	履歴②	旧被扶養者該当日	資格取得日
予備3	適用区分②	旧被扶養者非該当理由	取得職権区分
電話番号	発効期日②	旧被扶養者非該当日	取得理由
世帯主氏名(カナ)	有効期限②	旧被扶養者月別状況	取得届出日
世帯主氏名(漢字)	履歴③	旧被扶養者月別ビット	取得異動日
退職者被保険者証回収日	適用区分③	旧国保世帯員マスタ	取得異動職権区分
予備4	発効期日③	業務個人番号	取得異動理由
世帯番号	有効期限③	履歴番号	取得異動届出日
員番	履歴④	世帯番号	喪失異動日
送付先住所(漢字)	適用区分④	記号番号	喪失職権区分
市区町村名(漢字)	発効期日④	住所コード	喪失理由
通り名(漢字)	有効期限④	区	喪失届出日
町名(漢字)	履歴⑤	学区	退職者該当日
番地(漢字)	適用区分⑤	町	退職者該当職権区分
方書(漢字)	発効期日⑤	世帯コード	退職者該当理由
予備5	有効期限⑤	員番	退職者該当届出日
世帯内印書順番	予備7	作成期	退職者非該当異動日
郵便番号	旧被扶養者資格情報	宛名番号	退職者非該当職権区分
送付先郵便番号	賦課用資格マスタ	住所コード	退職者非該当理由
保険種別	業務個人番号	区	退職者非該当届出日
資格証該当年月日	年度相当	学区	統柄
資格証非該当年月日	世帯番号	町	主判定区分
短期証有効期限	最新記号番号	郵便番号	異動サイン
証交付年月日	住所コード	住所文字数	更新区
高額判定区分	区	文字数(市区)	区コード
現年AREA	学区	文字数(通り名)	管轄コード
現年	町	文字数(町名)	更新日
現年高額判定区分	世帯コード	文字数(地番)	登録日

在留情報	所在不明サイン	業務個人番号	取得異動日
在留資格	最終判定	履歴番号1	取得異動職権区分
在留期間開始	その他保留	履歴番号2	取得異動理由
在留期間終了	資格保留	履歴番号3	取得異動届出日
ワークエリア	住所不一致サイン	世帯番号	喪失異動日
ワークエリア1	区外サイン	記号番号	喪失職権区分
ワークエリア2	送付先サイン	住所コード	喪失理由
年金記号番号	補記サイン	区	喪失届出日
旧国民年金記号番号	世帯主氏名補記サイン	学区	退職者該当日
ワークエリア3	世帯主方書サイン	町	退職者該当職権区分
被保険者証打出順番	世帯主現住所住所補記サイン	世帯コード	退職者該当理由
ワークエリア4	世帯主現住所方書補記サイン	員番	退職者該当届出日
年度相当	世帯主送付先住所補記サイン	資格区分	退職者非該当異動日
税経歴番号	世帯主送付先方書補記サイン	本人員番	退職者非該当職権区分
税目	世帯主郵便番号補記サイン	取得区分	退職者非該当理由
納税者コード	世帯員氏名補記サイン	取得異動日	退職者非該当届出日
ワークエリア5	判定結果	取得異動職権区分	統柄
宛名参照宛名番号	判定結果(保留1)	取得理由	主判定区分
税宛名番号	判定結果(保留2)	取得届出日	通名使用サイン
世番リンク情報	有効期限	喪失区分	更新区
世帯番号	郵便番号	喪失異動日	区コード
最新記号番号	郵便番号予備	喪失異動職権区分	管轄コード
住所コード	マル子サイン	喪失理由	更新日
区	保険証区分	喪失届出日	異動サイン
学区	交付日	資格取得開始サイン	作成期
町	発行日	退職該当開始サイン	75歳到達者情報
世帯コード	世帯情報	京北減免該当サイン	業務個人番号
作成期	世帯主氏名	更新区	世帯番号
証発行情報(個人)	世帯人数	区コード	記号番号
発行番号(証種類)	証発行枚数	管轄コード	住所コード
引受番号	証山分け・区	更新日	区
記号番号	証山分け・証区分1	異動サイン	学区
住所コード	証山分け・証2	作成期	町
区	証山分け・重さ(枚数)	資格個人世帯履歴情報	世帯コード
学区	証山分け・区内区外	業務個人番号	員番
町	証山分け・郵便局	履歴番号	生年月日
世帯	証山分け・補記サイン	世帯番号	性別
世帯番号	個人情報	記号番号	資格区分
データ領域	業務個人番号	住所コード	資格取得情報
世帯区分	員番	区	資格取得日
疾病サイン	生年月日	学区	取得職権区分
公費負担サイン	性別	町	取得理由
未納サイン	資格区分	世帯コード	取得届出日
現年未納サイン	主判定区分	員番	資格異動情報
滞納未納サイン	資格取得日	資格区分	資格異動日
分納誓約サイン	退職該当日	本人員番	異動職権区分
特別理由	退職非該当日	資格取得日	異動理由
弁明理由	統柄順	資格取得職権区分	異動届出日
その他備考	証重複サイン	取得理由	資格喪失情報
収納その他備考	資格個人マスタ	取得届出日	資格喪失日

連携情報
個人番号
団体内統合宛名番号
情報提供用個人識別符号
情報提供等記録
氏名
住所
性別
生年月日
適用開始年月日
適用終了年月日
被保険者ID

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<給付>

負担区分判定情報	管轄コード	更新情報	進捗状態区分
年度	更新日	更新区	口座情報
世帯番号	自己負担額証明書情報	区コード	金融機関コード
履歴番号	旧被扶養者マスタレコード	管轄コード	店舗コード
続き連番	世帯番号	更新日	口座種別
続きサイン	支給対象年度	限度額適用認定証情報	口座番号
負担区分	証明書情報	世帯番号	口座名義人(カナ)
適用年月日	記号番号	員番	支給情報
判定事由	自己負担額証明書申請日	発行番号	支給情報登録サイン
判定年月日	自己負担額証明書整理番号	資格区分	支給決定日
申請日	支払方法(高額合算)	業務個人番号	支給決定区分
申請適用年月	保険者番号	記号番号	計算結果連絡票番号
中止申請日	自己負担額情報	区	合算負担額情報
中止適用年月	対象年度自己負担額	学区	世帯負担総額
申請有効フラグ	対象年月	町	一部負担金世帯合算額
判定区	資格有無フラグ	世帯	70歳以上負担金世帯合算額
世帯構成情報	自己負担額	発効期日	支給額情報
構成員情報	内70歳以上に係る負担額	有効期限	世帯支給総額
業務個人番号	経過措置有無サイン	長期該当サイン	内70歳以上に係る支給額
該当区分	経過措置情報	長期該当日	レコード更新情報
所得区分	経過措置-自己負担額	交付日	更新区
強制変更所得区分	経過措置対象年月	交付方法	区コード
理由	経過-資格有無フラグ	交付理由	管轄コード
得喪事由	経過-自己負担額一世帯	交付場所(区コード)	更新日
経過措置管理情報	経過-内70歳以上負担額	回収日	一部負担金減免情報
世帯公の年金経過措置サイン	レコード更新情報	回収方法	世帯番号
個人判定情報	更新区	回収理由	減免開始日(逆数)
個人公の年金経過措置サイン	区コード	回収場所(区コード)	員番
更新情報	管轄コード	申請情報	連番
更新区	更新日	申請日	業務個人番号
区コード	一部負担金限度額判定情報	適用年月	減免終了日
管轄コード	年度	高額区分	医療機関名称
更新日	世帯番号	滞納有無	支給対象記号番号
個人負担区分情報	業務個人番号	特別事情	区
年度	履歴番号	出力証	学区
世帯番号	適用	更新情報	町
業務個人番号	連番	更新区	世帯
最終判定日	続きサイン	区コード	更新情報
月別情報	適用区分	管轄コード	更新区
負担区分	適用区分変更情報	更新日	区コード
判定時世帯リンク情報	区分	高額合算療養費申請情報	管轄コード
決定履歴番号	変更理由	旧被扶養者マスタレコード	更新日
発効年月日	世帯構成情報	世帯番号	自己負担額情報
最新有効期限	構成員情報	支給対象年度	自己負担額マスタレコード
経過措置管理情報	業務個人番号	申請情報	被保険者(証)番号
月別状況	該当区分	記号番号	区
公的年金経過措置サイン	所得区分	自己負担額証明書申請日	学区
更新情報	強制変更所得区分	自己負担額証明書整理番号	町
更新区	理由	支払方法	世帯番号
区コード	得喪事由	保険者番号	申請情報

世帯番号	受診サインエリア	現物高額療養費額	給付率
年度	受診サイン	更新情報	レセプト情報
保険者区	高額取込レセプト情報	更新区	長期特定疾病サイン
保険者コード	世帯番号	区コード	償還区分
支給申請書整理番号	診療年月(逆数)	管轄コード	点数表コード
更新サイン	連番	更新日	入外区分
被保険者情報	状態区分	高額療養費情報	保険対象点数
氏名	業務個人番号	世帯番号	総医療費
誕生日	員番	診療年月(逆数)	一部負担相当額
性別	管理情報	連番	実負担額
負担額情報	請求年月	業務個人番号	現物高額・委任払額
所得区分	入外区分(管理用)	員番	算出額情報
前期高齢者所得区分	過誤サイン	支払区分	算出額情報(合計)
自己負担額情報	レセプト番号	台帳番号	算出額情報(内訳)
自己負担額	レセプト情報	合算サイン	算出額(前高外来)
うち70～74歳負担額	医療機関番号	追及サイン	算出額(前高世帯)
70未満高額療養費支給額	府県コード	支給金額	算出額(国保世帯全体)
70～74歳療養費支給額	点数表コード	支給日(和暦)	支給済額情報
レコード更新情報	地区コード	特例措置サイン	支給済額情報(合計)
更新区	連番	多数該当サイン	支給済額情報(内訳)
区コード	診療科目	支給対象記号番号	支給済額(前高外来)
管轄コード	保険者番号	区	支給済額(前高世帯)
更新日	管掌	学区	支給済額(国保世帯全体)
助産・葬祭情報	府県コード	町	今回支給情報
助産・葬祭区分	連番	世帯	合計(一般合計+退職合計)
世帯番号	記号番号	上位サイン	支給回数情報
支給日(逆数)	生年	前期世帯	支給回数(前高外来)
連番	性別	前期外来	支給回数(前高世帯)
業務個人番号	決定点数	前期世帯(現物給付分)	支給回数(国保世帯全体)
支給金額	入外区分(レセプト)	一定以上所得者	内訳
支給対象記号番号	退職区分	市民税非課税世帯Ⅱ	今回支給(前高外来)
区	長期区分	市民税非課税世帯Ⅰ	今回支給(前高世帯)
学区	給付発生	国保全体	今回支給(国保世帯全体)
町	給付割合	70歳未満現物給付S	月報集計情報
世帯	公費	更新情報	決定集計日
支給サイン	公費負担者番号	更新区	支払集計日
委任払認定日	法制番号	区コード	区コード情報
出産予定日	府県番号	管轄コード	勧奨区
医療機関名	負担者番号	更新日	決定区
充当日	公費受給者番号	高額対象レセプト情報	老年者経過措置サイン
理由	受給者番号	世帯番号	医療機関番号
最終更新情報	公費日数	診療年月(逆数)	公費法制番号
更新区	公費対象点数	連番	更新情報
区コード	公費患者負担額	業務個人番号	更新区
管轄コード	患者負担額	履歴番号	区コード
更新日	取扱番号	レセプト番号	管轄コード
個人受診状況情報	取扱年月	記号番号	更新事由
世帯番号	連番	振替サイン	更新日
員番	計算情報	資格区分	給付率証情報
表示開始月	一部負担額	該当区分	世帯番号

員番	年度相当	高額計算(前高世帯)	非支給(現物)
発行番号	年度	高額計算(国保世帯)	非支給(委任払い)
資格区分	作成期	前高外来限度額	勧奨情報
業務個人番号	年度	前高世帯限度額	勧奨区
記号番号	期	国保限度額	勧奨日
区	所得区分	算出額情報	勧奨期限
学区	専従者扶養本人員番	合計(一般合計+退職合計)	勧奨金額
町	世帯番号	一般内訳	勧奨金額(合計)
世帯	員番	一般(合計)	勧奨金額(内訳)
発行期日	所得種別	一般(前高外来)	勧奨金額(前高外来)
有効期限1	税目	一般(前高世帯)	勧奨金額(前高世帯)
発行証区分1	納税者コード	一般(国保世帯全体)	勧奨金額(国保全体)
有効期限2	住所コード	退職内訳	申請決定情報
発行証区分2	氏名コード	退職(合計)	申請決定区
交付日	青色専従者人数	退職(前高外来)	決定日
交付方法	白色専従者人数	退職(前高世帯)	支払方法
交付理由	区外居住税額	退職(国保世帯全体)	口座情報
交付場所(区コード)	市府民税額	支給済額情報	銀行コード
回収日	専従者控除額	合計(一般合計+退職合計)	支店コード
回収方法	給与支払額	一般内訳	口座種別
回収理由	特定支出控除	一般(合計)	口座番号
回収場所(区コード)	公的年金所得額	一般(前高外来)	口座名義人
前期予定者フラグ	譲渡特別控除	一般(前高世帯)	支払情報
更新情報	総所得金額	一般(国保世帯全体)	支払日
更新区	課税標準額	一般(現物分)	負担行為番号
区コード	所得届出日	一般(委任払い)	月報集計情報
管轄コード	公的年金支払額	退職内訳	決定集計日
更新日	雑損控除額	退職(合計)	支払集計日
療養費情報	高額勧奨申請情報	退職(前高外来)	追加支給額情報
世帯番号	整理番号	退職(前高世帯)	追加支給額(合計)
支給日(逆数)	整理番号(連番)	退職(国保世帯全体)	台帳番号
連番	履歴番号	退職(現物分)	更新情報
業務個人番号	世帯番号	退職(委任払い)	更新区
員番	診療年月	今回支給情報	区コード
給付区分	連番	合計(一般合計+退職合計)	管轄コード
給付内容	記号番号	支給回数情報	更新事由
支給金額	状態区分	支給回数(前高外来)	更新日
支給対象記号番号	変更理由	支給回数(前高世帯)	減免申請情報
区	レセプト枚数	支給回数(国保世帯全体)	年度
学区	限度額情報	一般内訳	世帯番号
町	前高段階	一般(合計)	業務個人番号
世帯	前高段階(機械判定)	一般(前高外来)	申請履歴番号
整理番号	前高段階(決定)	一般(前高世帯)	申請年月日
更新情報	国保段階	一般(国保世帯全体)	判定年月日
更新区	国保段階(機械判定)	退職内訳	発効期日
区コード	国保段階(決定)	退職(合計)	長期該当日
管轄コード	多数該当	退職(前高外来)	適用区分変更情報
更新日	多数該当(機械判定回数)	退職(前高世帯)	区分
給付用所得マスター	多数該当(決定回数)	退職(国保世帯全体)	適用区分・変更理由
業務個人番号	高額計算	非支給情報	判定結果情報1

区分	区分	保険者番号	該当区分
適用年月日	発行番号	管掌	所得区分
判定結果情報2	資格区分	府県コード	強制変更所得区分
区分	業務個人番号	連番	理由
適用年月日	記号番号	記号番号	得喪事由
終了情報	区	生年	更新情報
終了日	学区	性別	更新区
終了理由	町	決定点数	区コード
更新情報	世帯	入外区分(レセプト)	管轄コード
更新区	発行期日	退職区分	更新日
区コード	有効期限	長期区分	高額勧奨申請情報
管轄コード	発行証区分1	給付発生	整理番号
更新日	有効期限	給付割合	年
食事療養費差額情報	発行証区分2	公費	連番
世帯番号	交付日	公費負担者番号	履歴番号
員番	交付方法	法制番号	世帯番号
支給開始日(逆数)	交付理由	府県番号	診療年月
支給日(逆数)	交付場所(区コード)	負担者番号	連番
支給終了日	長期該当サイン	公費受給者番号	記号番号
給付区分	長期該当日	受給者番号	住所コード
支給額	回収日	公費日数	区
記号番号	回収方法	公費対象点数	学区
区	回収理由	公費患者負担額	町
学区	回収場所(区コード)	患者負担額	世帯番号
町	前期予定者フラグ	取扱番号	状態区分
世帯	更新情報	取扱年月	変更理由
業務個人番号	更新区	連番	レセプト枚数
更新情報	区コード	計算情報	限度額情報
更新区	管轄コード	一部負担額	前高段階
区コード	更新日	現物高額療養費額	決定前高段階
管轄コード	負担割合表記警告サイン	更新情報	国保段階
更新日	限度額「一般」適用対象者	更新区	機械判定(所得)
收入申請情報	現物高額情報	区コード	決定国保段階
年度	世帯番号	管轄コード	多数該当
世帯番号	診療年月(逆数)	更新日	機械判定回数
履歴番号	連番	一部負担金限度額判定情報	
申請開始月情報	業務個人番号	年度	決定回数
申請開始月	員番	世帯番号	高額計算
開始申請日	管理情報	業務個人番号	前高世帯
申請終了月情報	請求年月	申請履歴番号	国保世帯
申請終了月	入外区分(管理用)	適用	前高外来限度額
終了申請日	過誤サイン	連番	前高世帯限度額
更新情報	レセプト番号	続きサイン	国保世帯限度額
更新区	レセプト情報	適用区分	算出額情報
区コード	医療機関番号	適用区分変更情報	合計(一般合計+退職合計)
管轄コード	府県コード	区分	一般内訳
更新日	点数表コード	変更理由	合計
前期高齢者証情報	地区コード	世帯構成情報(10人分保有)	前高外来
世帯番号	連番	対象者情報	前高世帯
員番	診療科目	業務個人番号	国保世帯
			退職内訳

合計	申請区	限度額適用認定証情報	銀行コード
前高外来	決定年月日	世帯番号	支店コード
前高世帯	支払方法	員番	口座種別
国保世帯	口座情報	発行番号	口座番号
既支給情報	金融機関コード	資格区分	口座名義人
合計(一般合計+退職合計)	支店コード	業務個人番号	データ更新情報
一般内訳	口座種別	記号番号	更新区コード
合計	口座番号	発効期日	管轄コード
前高外来	口座名義人	有効期限	更新日
前高世帯	支払情報	長期該当サイン	高額合算支給申請情報
国保世帯	支払年月日	長期該当日	世帯番号
現物分	月報集計情報	交付日	支給対象年度
委任払い	決定集計日	交付方法	申請情報
退職内訳	支払集計日	交付理由	記号番号
合計	レコード更新情報	交付場所	申請日
前高外来	更新区	回収日	証明書整理番号
前高世帯	管轄コード	回収方法	支給方法
国保世帯	処理事由	回収理由	保険者番号
現物分	更新年月日	回収場所	進捗状態区分
委任払い	世帯番号	申請情報	口座情報
今回支給情報	診療年月	申請日	金融機関情報
合計(一般合計+退職合計)	連番	適用年月	金融機関コード
支給回数情報	履歴番号	高額区分	店舗コード
前高外来	減免申請情報	滞納有無	口座種目
前高世帯	年度	特別事情確認	口座番号
国保世帯	世帯番号	出力証	口座名義人(カナ)
一般内訳	業務個人番号	レコード更新情報	支給情報
合計	申請履歴番号	更新区	支給情報登録サイン
前高外来	申請年月日	管轄コード	支給決定日
前高世帯	判定年月日	更新年月日	支給決定区分
国保世帯	発効期日	個人負担区分情報	
退職内訳	長期該当日	年度	計算結果連絡票番号
合計	適用区分変更情報	世帯番号	合算負担額情報
前高外来	区分	業務個人番号	世帯負担総額
前高世帯	変更理由	最終判定日	一部負担金世帯合算額
国保世帯	判定結果情報1	月別状況	内70歳以上一部負担金世帯合算額
非支給情報	区分	負担区分	支給額情報
現物	適用年月日	判定時世帯リンク情報	世帯支給総額
委任払い	判定結果情報2	決定履歴番号	内70歳以上に係る支給額
勧奨情報	区分	発効年月日	予備
勧奨区	適用年月日	最新有効期限	更新情報
勧奨年月日	終了情報	更新情報	更新区
勧奨期限	終了年月日	更新区	区コード
勧奨金額	理由	区コード	管轄コード
合計	更新情報	管轄コード	更新日
内訳	更新区	更新日	高額計算対象レセプト情報
前高外来	区コード	口座情報	世帯番号
前高世帯	管轄コード	世帯番号	連番
国保世帯	更新日	口座情報	業務個人番号
申請決定情報		金融機関コード	履歴番号

レセプト番号	管轄	更新日	申請有効フラグ
区分	更新事由	前期高齢者証情報	判定区
年	更新年月日	世帯番号	世帯構成情報(10人分保有)
連番	支給済情報	員番	構成員情報
記号番号	世帯番号	区分	業務個人番号
住所コード	診療年月	発行番号	該当区分
区	連番	資格区分	所得区分
学区	履歴番号	業務個人番号	強制変更所得区分
町	整理番号	記号番号	強制変更理由
世帯番号	連番	区	負担区分判定情報
振替サイン	自己負担額証明書情報	学区	得喪事由
資格区分	世帯番号	町	更新情報
該当区分	支給対象年度	世帯	更新区
給付率	証明書情報	発行期日	区コード
長期特定疾病サイン	記号番号	有効期限1	管轄コード
償還区分	申請日	発行証区分1	更新日
点数表コード	証明書整理番号	有効期限2	自己負担額情報付加領域
入外区分	支給方法	発行証区分2	追加項目エリア
保険対象点数	保険者番号	交付日	最新記号番号
総医療費	自己負担額情報	交付方法	給付支給状況テーブル
一部負担金相当額	対象年月	交付理由	療養費区分
実負担額	資格有無フラグ	交付場所	高額療養区分
現物高額・委任払額	自己負担額	長期該当サイン	現物高額区分
高額算出情報	70歳～74歳に係る負担額	長期該当日	高額レセ区分
合計額	経過措置有無サイン	回収日	勧奨情報区分
内訳	経過措置情報	回収方法	被保険者データ
前高外来	対象年月	回収理由	氏名力ナ
前高世帯	資格有無フラグ	回収場所	性別
国保世帯	自己負担額	前期予定者フラグ	生年月日
既支給額	70歳～74歳に係る負担額	更新情報	保険者コード
合計額	更新情報	更新区	記号
内訳	更新区	区コード	番号
前高外来	区コード	管轄コード	本人家族区分
前高世帯	管轄コード	更新日	予備1
国保世帯	更新日		予備2
今回支給情報		負担区分判定情報	予備3
合計額	収入申請情報	年度	予備4
支給回数	年度	世帯番号	取得年月日
前高外来	世帯番号	履歴番号	喪失年月日
前高世帯	履歴番号	継き連番	郵便番号
国保世帯	申請開始月情報	継きサイン	住所
内訳	開始月	負担区分	予備5
前高外来	申請日	適用年月日	予備6
前高世帯	申請終了月情報	判定事由	保険者管理コード
国保世帯	終了月	判定年月日	電話番号
月報集計情報	申請日	申請日	世帯区分
決定集計日	更新情報	申請適用年月	通知除外対象者データ
支払集計日	更新区	申請取消日	氏名
レコード更新情報	区コード	取消適用年月	性別
更新区	管轄コード		生年月日

記号	取得情報	異動届出日	資格取得喪失変更事由
番号	取得届出日	異動年月日	得喪履歴終了識別子
保険者番号	取得異動日	異動区分	個人異動履歴項目
保険者名	取得事由	旧記号番号	個人異動履歴情報
世帯情報	喪失情報	個人情報(CSV)	氏名(カナ)
世帯番号	喪失届出日	個人情報	氏名(漢字)情報
記号番号	喪失異動日	投入異動データ単位	漢字IN
住所コード	喪失事由	保険者番号	氏名(漢字)
区	変更情報	投入番号	漢字OUT
学区	変更届出日	データ区分	統柄
町	変更異動日	レコード区分	退職本人コード
世帯コード	変更事由	漢字INO05	本人との統柄
世帯情報	世帯主区分	被保険者証記号	個人異動履歴終了識別子
データ区分	旧世帯主個人番号2	漢字OUT	限度額適用履歴項目
旧保険者変更日	異動届出日	漢字IN	限度額適用履歴情報
旧記号番号	異動年月日	被保険者証番号	限度額適用区分
住所コード	世帯履歴	漢字OUT	限度額適用認定証発効期日
区	世帯履歴情報	業務個人番号	限度額適用認定証有効期限
学区	世帯番号	表示用保険者番号	限度額証履歴項目終了識別子
町	履歴番号1	市町村合併・旧番号情報	証管理履歴項目
世帯コード	履歴番号2	旧保険者変更日	証管理履歴情報
旧記号番号有効日	記号番号	旧保険者番号	証管理項目終了識別子
世帯区分	世帯履歴情報	漢字IN	第三者履歴項目
被保険者数	取得情報	旧被保険者証記号	第三者履歴項目
退職者本人数	所得届出日	漢字OUT	第三者履歴項目終了識別子
退職者被扶養者数	取得異動日	漢字IN	前期判定マスタ
退職者有無サイン	取得事由	旧被保険者証番号	業務個人番号
所得区分(現年)	喪失情報	漢字OUT	世帯番号
現年	喪失届出日	旧個人番号	記号番号
所得区分(現年)	喪失異動日	旧番号有効日	住所コード
所得区分(前年)	喪失事由	旧個人番号有効日	区
前年	変更情報	直近情報	学区
所得区分(前年)	変更届出日	変更届出日	町
所得区分(前々年)	変更異動日	変更年月日	世帯コード
前々年	変更事由	変更事由	員番
所得区分(前々年)	旧世帯主個人番号	基本情報	福祉番号
高齢所得区分(現年)	宛名情報	生年月日	データ情報
現年	氏名(カナ)	性別	生年月日
高齢所得区分	氏名(漢字)	区分等情報	現年エリア
高齢所得区分(前年)	郵便番号	世帯主区分	現年資格状況
前年	住所(番地以外)	制度	現年資格ビット
高齢所得区分(前年)	住所(番地)	給付割合	現年資格状況2
高齢所得区分(前々年)	方書	特例者情報	現年資格ビット2
前々年	送付先郵便番号	資格証明区分	現年エリア(前期)
高齢所得区分(前々年)	送付先住所(番地以外)	当月異動区分	現年前期ビット
旧世帯主個人番号	送付先住所(番地)	通称名情報	現年老健情報
地区統計用コード	送付先方書	得喪履歴情報	現年老健ビット
当月異動区分	世帯情報	得喪履歴項目	現年老健喪失日
世帯履歴情報エリア	世帯区分	資格取得喪失変更届出日	現年判定結果情報
世帯履歴情報	世帯主区分	資格取得喪失変更年月日	現年KAZEI区分

**連携情報**

個人番号
団体内統合宛名番号
情報提供用個人識別符号
情報提供等記録
氏名
住所
性別
生年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<賦課>

調定マスタ	減免入力情報	平等割半額適用月	医療分所得割入力
国保世帯番号	賦課世帯連絡データ	個人情報	医療分限度超過
年度相当	作成期	業務個人番号	後期分人数
世帯内連番	世帯番号	員番	後期分均等割額
履歴番号	年度相当	生年月日	後期分均等割入力
記号番号	記号番号	生年月日FLG	後期分平等割額
住所コード	住所コード	資格テーブル	後期分平等割入力
区	区	資格ビット	後期分所得割額
学区	学区	入力テーブル	後期分所得割入力
町	町	入力ビット	後期分限度超過
世帯	世帯番号	所得不明サイン	介護分人数
調定期	軽減情報	税異動サイン	介護分均等割額
調定修正期	軽減種別(医療)	市府民税額	介護分均等割入力
作成期	軽減種別(介護)	税額	介護分平等割額
異動理由	軽減種別(後期)	入力サイン	介護分平等割入力
例期	減免情報	前年所得	介護分所得割額
調定額	減免事由	前年所得額	介護分所得割入力
隨時	減免台帳番号	入力	介護分限度超過
調定額	区コード	平等割軽減月別ビット	応益割情報
過年度隨時(翌年度)	台帳番号	更新情報	医療分率A
調定額	減免額(医療分)	更新場所	医療分率B
過年度隨時(翌々年度)	減免額(介護分)	管理区	後期分率A
調定額	減免額(後期分)	管区コード	後期分率B
特徴調定額	更新情報	更新日	介護分率A
該当記号番号調定額	更新場所	一般減免個別情報	介護分率B
新記号番号	管理区	一般減免個別データ	医療分応益対象額
住所コード	管区コード	世帯番号	医療分控除前減免額
区	更新日	年度相当	医療分法定軽減額
学区	一般減免集計情報	共通情報	医療分控除後額
町	一般減免集計データ	入力情報	後期分応益対象額
世帯	世帯番号	適用方法	後期分控除前減免額
新記号番号調定額	年度相当	申請日	後期分法定軽減額
旧記号番号	共通情報	年相	後期分控除後額
住所コード	作成期	平等割半額適用月	介護分応益対象額
区	記号番号	計算用各種額	介護分控除前額
学区	住所コード	総前年所得額	介護分法定軽減額
町	区	総当該年見込所得(応能適用)	介護分控除後額
世帯	学区	総当該年見込所得(応益適用)	応能割情報
旧記号番号調定額	町	最高限度額	医療分率
賦課その他情報	世帯番号	決定額	後期分率
世帯番号	減免台帳番号	医療分減免額	介護分率
年度相当	区コード	後期分減免額	医療分対象額
失業者減免情報	台帳番号	介護分減免額	医療分軽減後額
失業者減免サイン	賦課軽減種別	対象額	後期分対象額
失業者減免更新日	設定軽減種別	医療分人数	後期分軽減後額
更新情報	最大レコード番号	医療分均等割額	介護分対象額
更新場所	減免額	医療分均等割入力	介護分軽減後額
管理区	医療分	医療分平等割額	個人情報
管区コード	後期分	医療分平等割入力	業務個人番号
更新日	介護分	医療分所得割額	員番

採用	住所コード	月別人数	減免額合計
算入	区	軽減均等割額	保険料年額
入力デーブル	学区	軽減平等割額	月別人数状況
入力ビット	町	介護情報	月別人数
見込み所得額	世帯	軽減種別(適用サイン)	軽減均等割額
前年所得額	異動理由	軽減判定サイン	軽減平等割額
見込み所得額(応益)	全喪理由	減免	機械適用対象サイン
平等割軽減月別ビット	全喪日	減免事由	所得不明世帯サイン
平等割軽減月別ビット	擬制区分	減免台帳番号	平等割額軽減基準日
平等割軽減月別ビット	職業種別	区コード	非自発的失業者軽減世帯S
個人賦課マスタ	世帯区分1(直近)	台帳番号	平等割軽減月別ビット
国保世帯番号	世帯区分2(通年)	減免額	所得マスタ
年度相当	全喪サイン(当月)	賦課根拠	業務個人番号
業務個人番号	世帯全喪予定日	人数	年度相当
員番	特徴関連情報	所得割基礎額	作成期
主判定区分	徴収方法	算出情報	所得区分
資格区分	今月特徴依頼サイン	均等割額	専従者扶養本人員番
続柄	今月特徴停止サイン	平等割額	世帯番号
資格取得日	特別徴収結果サイン	所得割額	員番
取得異動日	特徴依頼結果サイン	軽減額	所得種別
取得理由	納付方法	保険料算定額	税目
取得届出日	特徴資格要件	限度超過額	納稅者コード
喪失異動日	年金受給者個人番号	減免額合計	住所コード
喪失理由	特徴対象者情報リンク情報	保険料年額	氏名コード
喪失届出日	特徴開始年月	月別人数状況	青色専従者人数
月別資格状況	特徴期間	月別人数	白色専従者人数
月別資格ビット	翌年度仮徴収依頼サイン	軽減均等割額	区外居住税額
賦課期日	年金受給者死亡年月日	軽減平等割額	市府民税額
介護月別資格状況	医療情報	介護2号賦課サイン	専従者控除額
月別資格ビット	軽減種別(適用サイン)	介護予定サイン	給与支払額
サイン	軽減判定サイン	適用除外サイン	特定支出控除
介護予定サイン	減免	後期支援金情報	公的年金所得額
介護適用除外サイン	減免事由	軽減種別(適用サイン)	譲渡特別控除
賦課期日時点の資格区分	減免台帳番号	軽減判定サイン	総所得金額
後期該当予定日	区コード	減免	課税標準額
旧国保被保険者情報	台帳番号	減免事由	所得届出日
旧国保被保険者月別状況	減免額	減免台帳番号	公的年金支払額
旧国保被保険者月別ビット	賦課根拠	区コード	所得割基礎額
旧国保被保険者有無サイン	人数	台帳番号	精算個人情報
非自発的失業者軽減対象者S	所得割基礎額	減免額	国保世帯番号
予備	算出情報	賦課根拠	年度相当
世帯賦課マスタ	均等割額	人数	業務個人番号
賦課世帯マスタ	平等割額	所得割基礎額	員番
国保世帯番号	所得割額	算出情報	月別資格状況
年度相当	軽減額	均等割額	月別資格状況(医療, 後期)
履歴番号	保険料算定額	平等割額	月別資格ビット
調定期	限度超過額	所得割額	月別資格状況(介護)
調定修正期	減免額合計	軽減額	月別資格ビット
作成期	保険料年額	保険料算定額	旧国保月別資格状況
賦課時記号番号	月別人数状況	限度超過額	月別資格ビット

非自発月別資格状況	所得割基礎額	軽減額	特徴義務者コード
月別資格ビット	算出情報	保険料算定額	通知内容コード
統柄	均等割額	限度超過額	特別徴収制度コード
所得割基礎額	平等割額	減免額	作成年月日
30／100所得割基礎額	所得割額	保険料年額	基礎年金番号
旧国保単独者サイン	軽減額	精算時月別情報	年金コード
最終更新情報	保険料算定額	人数	生年月日
更新区	限度超過額	所得割基礎額	性別
区コード	減免額	精算時対象月数	氏名
管轄コード	保険料年額	賦課情報(後期支援)	カナ氏名
更新年月日	精算時月別情報	軽減種別(適用サイン)	漢字シフトコード
精算収納情報	人数	軽減判定サイン	漢字氏名
国保世帯番号	所得割基礎額	減免	カナシフトコード
年度相当	精算時対象月数(医療, 後期	減免事由	住所
記号番号	精算時収納情報	減免台帳番号	郵便番号
調定年度	収入額	区コード	カナ住所
期別	みなし収入額	台帳番号	漢字シフトコード
調定額	特徴見込み額	減免額	漢字住所
収入額	収入額合計	算出情報	カナシフトコード
納期限	最終収入日	均等割額	各種項目エリア
特徴予定サイン	精算時差引額	平等割額	各種区分
最終更新情報	納付方法	所得割額	処理結果
更新区	次月口座削除サイン	軽減額	後期移管コード
区コード	嘱託員コード	保険料算定額	各種年月日
管轄コード	サイン情報	限度超過額	各種金額1
更新年月日	点字サイン	減免額	各種金額2
精算世帯情報	資格その他備考	保険料年額	各種金額3
国保世帯番号	収納その他備考	賦変減免額算出情報	京都市独自エリア
年度相当	分納誓約サイン	賦変減免適用指示サイン	京都市独自エリア余白
精算時記号番号	還付未済サイン	算出賦変減免額(医療)	年金証書記号番号
住所コード	現年未納サイン	算出賦変減免額(介護2号)	特徴依頼／結果情報
区	滞縛未納サイン	平等割額軽減基準日	依頼内容
学区	証明停止サイン	平等割額軽減月別ビット	市町村コード
町	今月住所移動サイン	最終更新情報	通知内容コード
世帯	賦課情報(介護)	更新区	作成年月日
世帯主国保個人番号	軽減種別(適用サイン)	区コード	各種区分
精算日	軽減判定サイン	管轄コード	特徴停止明細理由
世帯資格喪失理由	減免	更新年月日	各種年月日
世帯資格喪失日	減免事由	特徴義務者コード情報	
賦課情報	減免台帳番号	特別徴収義務者番号	各種金額1
軽減種別(適用サイン)	区コード	特別徴収義務者コード	各種金額2
軽減判定サイン	台帳番号	特別徴収義務者名称の略称	処理結果通知内容
減免	減免額	レコード削除コード	通知内容コード
減免事由	賦課根拠	特別徴収対象者マスター	
減免台帳番号	人数	業務個人番号	処理結果
区コード	所得割基礎額	特徴開始年月	各種年月日
台帳番号	算出情報	データレコードの内容	レコード更新情報
減免額	均等割額	区分	更新区
賦課根拠	平等割額	市町村コード	区コード
人数	所得割額	府県コード	管轄コード

更新日	世帯情報(医療分)	限度超過額	均等割額
特徴停止連絡データ	世帯情報(介護分)	減免額	平等割額
世帯番号	世帯情報(後期分)	保険料年額	所得割額
区分	住所移動	軽減均等割額	軽減額
作成年月	世帯主変更	軽減平等割額	保険料算定額
特徴停止明細理由	非自発的失業者異動サイン	介護情報	限度超過額
特徴停止年月	擬制区分	軽減種別	減免額
年金受給者個人番号	職業種別	軽減判定サイン	保険料年額
更新情報	徴収方法	減免テーブル	軽減均等割額
更新場所	今月特徴依頼サイン	減免	軽減平等割額
管理区	今月特徴停止サイン	減免事由	喪失異動日
管区コード	特別徴収結果サイン	減免台帳	喪失理由
更新日	特徴依頼結果サイン	区	喪失届出日
按分率マスタ	納付方法	台帳番号	機械適用対象サイン(医療)
世帯番号	特徴資格要件	減免額	機械適用対象サイン(介護)
年度相当	世帯区分1(全体)	賦課情報	機械適用対象サイン(後期)
作成期	世帯区分2(全体)	人数	所得不明世帯サイン
世帯分年額(医療分)	世帯区分1(介護分)	賦課情報(人数以外)	届出日
退職分年額(医療分)	世帯区分2(介護分)	月別入数テーブル	平等割軽減基準日
世帯分年額(介護分)	今月全喪サイン	月別入数	平等割軽減基準日変更サイン
退職分年額(介護分)	世帯全喪予定日	所得割基礎額	平等割軽減月別テーブル
世帯分年額(後期支援金分)	世帯主個人番号	均等割額	平等割軽減月別ビット
退職分年額(後期支援金分)	世帯主氏名(漢字)	平等割額	世帯賦課マスタ(追加分)
按分率	年金受給者個人番号	所得割額	追加項目
按分率1	特徴対象者情報リンク情報	軽減額	宛名番号
按分率2	特徴開始年月	保険料算定額	特徴義務者コード
按分率3	特徴期間	限度超過額	通知内容コード
按分率4	翌年度仮徴収依頼サイン	減免額	基礎年金番号
按分率5	年金受給者死亡年月日	保険料年額	年金コード
按分率6	医療情報	軽減均等割額	介護各種区分
按分率7	軽減種別	軽減平等割額	介護各種金額1
世帯賦課マスタ	軽減判定サイン	介護2号賦課サイン	介護各種金額2
世帯番号	減免テーブル	介護2号賦課予定サイン	依頼状況サイン
年度相当	減免	介護2号適用除外サイン	特徴停止理由
最新記号番号	減免事由	後期支援金情報	国保各種金額1
住所コード	減免台帳	軽減種別	国保各種金額2
区	区	軽減判定サイン	国保各種金額3
学区	台帳番号	減免テーブル	漢字氏名
町	減免額	減免	世帯賦課マスタ(WK)
世帯コード	賦課情報	減免事由	世帯番号
作成期	人数	減免台帳	年度相当
異動理由(医療分)	賦課情報(人数以外)	区	最新記号番号
異動理由(介護分)	月別入数テーブル	台帳番号	住所コード
異動理由(後期支援金分)	月別入数	減免額	区
台帳プリントサイン	所得割基礎額	賦課情報	学区
資格(医療分)	均等割額	人数	町
資格(介護分)	平等割額	賦課情報(人数以外)	世帯コード
資格(後期分)	所得割額	月別入数テーブル	異動理由(医療分)
旧被保険者異動サイン	軽減額	月別入数	異動理由(介護分)
所得	保険料算定額	所得割基礎額	異動理由(後期支援金分)

台帳プリントサイン	減免	非課税判定用個人所得情報	高額判定サイン
資格(医療分)	減免事由	業務個人番号	国保納税者コード情報
資格(介護分)	減免台帳	記号番号	業務個人番号
資格(後期分)	区	住所コード	年度相当
旧被保険者異動サイン	台帳番号	区	経歴番号
所得	減免額	学区	税目
世帯情報(医療分)	賦課情報	町	納税者コード
世帯情報(介護分)	月別人数テーブル	世帯コード	住所コード
世帯情報(後期分)	月別人数	員番	氏名コード
住所移動	月別所得割基礎額テーブル	世帯番号	作成期
世帯主変更	月別所得割基礎額	当年状況	世帯平等割基準日情報
非自発的失業者異動サイン	介護2号賦課サイン	当年月	世帯番号
擬制区分	介護2号賦課予定サイン	当年資格ビット	年度相当
職業種別	介護2号適用除外サイン	非自発サイン	作成期
徴収方法	後期支援金情報	軽減判定用所得	平等割軽減基準日
納付方法	軽減種別	前年状況	平等割軽減月別状況
特徴資格要件	軽減判定サイン	前年月	平等割軽減月別ビット
世帯区分1(全体)	減免テーブル	前年資格ビット	精算マスタ
世帯区分2(全体)	減免	非自発サイン	世帯番号
世帯区分1(介護分)	減免事由	軽減判定用所得	年度相当
世帯区分2(介護分)	減免台帳	前々年状況	精算時記号番号
今月全喪サイン	区	前々年月	住所コード
世帯全喪予定日	台帳番号	前々年資格ビット	区
世帯主個人番号	減免額	非自発サイン	学区
世帯主氏名(漢字)	賦課情報	軽減判定用所得	町
年金受給者個人番号	月別人数テーブル	非課税判定用世帯所得情報	世帯コード
特徴対象者情報リンク情報	月別人数	記号番号	精算日
特徴開始年月	月別所得割基礎額テーブル	住所コード	次月口座削除サイン
特徴期間	月別所得割基礎額	区	精算時世帯主名(漢字)
翌年度仮徴収依頼サイン	喪失異動日	学区	医療分
年金受給者死亡年月日	喪失理由	町	軽減種別
医療情報	喪失届出日	世帯コード	減免テーブル
軽減種別	機械適用対象サイン(医療)	世帯番号	減免
軽減判定サイン	機械適用対象サイン(介護)	当年状況	減免事由
減免テーブル	機械適用対象サイン(後期)	当年月	減免台帳
減免	所得不明世帯サイン	軽減判定用所得合計	区
減免事由	前期軽減種別(医療分)	非課税基準額	台帳番号
減免台帳	前期軽減種別(介護分)	非自発サイン	減免額
区	前期軽減種別(後期分)	高額判定サイン	人数
台帳番号	賦変減免判定サイン	前年状況	所得割基礎額
減免額	届出日	前年月	均等割額
賦課情報	平等割軽減基準日	軽減判定用所得合計	平等割額
月別人数テーブル	平等割軽減基準日変更サイン	非課税基準額	所得割額
月別人数	平等割軽減月別テーブル	非自発サイン	軽減額
月別所得割基礎額テーブル	平等割軽減月別ビット	高額判定サイン	保険料算定額
月別所得割基礎額	返戻確定連絡票データ	前々年状況	限度超過額
介護情報	世帯番号	前々年月	減免額
軽減種別	年度相当	軽減判定用所得合計	保険料年額
軽減判定サイン	作成期	非課税基準額	精算時差引額
減免テーブル	返戻確定サイン	非自発サイン	介護分

軽減種別	氏名(漢字)	今年度65歳到達者サイン	作成期
減免テーブル	生年月日	年度当初年齢	所得種別
減免	性別	今月年齢	青專
減免事由	住登外作成区分	介護2号月別資格状況	白専
減免台帳	国籍区分	介護2号月別資格ビット	専従者控除額
区	通称名使用サイン	介護2号月別資格予定状況	総所得金額
台帳番号	補記サイン	介護2号月別資格予定ビット	市府民税額
減免額	住所補記サイン	賦課期日時点の資格区分	給与支払額
人数	方書補記サイン	後期該当予定日	特定支出控除
所得割基礎額	氏名補記サイン	旧国保被保険者情報	譲渡特別控除
均等割額	通称名補記サイン	旧国保被保険者台帳作成サイン	公的年金支払額
平等割額	今月医療／後期分資格異動S	旧国保被保険者該当理由	課税標準額
所得割額	医療／後期分台帳作成サイン	旧国保被保険者該当日	譲渡所得合計
軽減額	統柄	旧国保被保険者非該当理由	区外サイン
保険料算定額	主判定区分	旧国保被保険者非該当日	雑損控除額
限度超過額	資格区分	旧国保被保険者月別状況	30／100総所得金額
減免額	退職者本人員番	旧国保被保険者月別ビット	租税条約S
保険料年額	資格取得日	旧国保被保険者有無サイン	市民税参照情報
後期支援分	取得異動日	旧ただし書き所得情報	業務個人番号
軽減種別	取得理由	業務個人番号	税宛名番号
減免テーブル	取得届出日	当年所得TBL	更新区
減免	喪失異動日	当年月	区コード
減免事由	喪失理由	所得区分	管轄コード
減免台帳	喪失届出日	所種	更新年月日
区	退職者該当日	課税サイン	異動サイン
台帳番号	退職者該当理由	総所得金額	作成期
減免額	退職者該当届出日	旧ただし書き所得	連携情報
人数	退職者非該当異動日	旧ただし書き所得2	個人番号
所得割基礎額	退職者非該当理由	前年所得TBL	団体内統合宛名番号
均等割額	退職者非該当届出日	前年月	情報提供用個人識別符号
平等割額	医療／後期分月別資格状況	所得区分	情報提供等記録
所得割額	医療／後期分月別資格ビット	所種	氏名
軽減額	賦課期日	課税サイン	住所
保険料算定額	調交対象区分	総所得金額	性別
限度超過額	登録日	旧ただし書き所得	生年月日
減免額	在留情報	旧ただし書き所得2	
保険料年額	在留資格	前々年所得TBL	
賦課用個人資格マスタ	在留期間開始	前々年月	
業務個人番号	在留期間終了	所得区分	
年度相当	介護2号AREA	所種	
世帯番号	今月介護2号資格異動サイン	課税サイン	
最新記号番号	今月介護2号資格異動理由	総所得金額	
住所コード	介護2号台帳作成サイン	旧ただし書き所得	
区	介護2号予定者サイン	旧ただし書き所得2	
学区	今月適用除外変更サイン	国保課税マスタ	
町	適用除外者サイン	税目	
世帯コード	今月40歳到達者サイン	納税者コード	
員番	来月40歳到達者サイン	住所コード	
作成期	今年度40歳到達者サイン	氏名コード	
氏名(カナ)	今月65歳到達者サイン	年度相当	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<徴収>

所属情報	期間終了月	返戻作成調定年度	勧奨時記号番号	保険料還付調定額
区コード	分納回数	返戻作成調定年月	住所コード	保険料還付済額
課コード	分納予定額	元区分	世帯番号	延滞金還付調定額
係コード	納付方法	世帯番号	勧奨回数	延滞金還付済額
郵便局名	未納額	返戻調定年度	勧奨日	保険料還付済連絡額
区役所記号	分納額	返戻調定年月	初回発行日	保険料同時済額
市名	保険料	返戻調定額	最新更新情報	延滞金還付済連絡額
区役所名	延滞金	返戻済額	更新区	延滞金同時済額
支所名	発行済みサイン	返戻区分	区コード	口座履歴情報
課名	指定期限日	返戻元区分	管轄コード	国保世帯番号
係名	処理日	返戻区分変更年月	更新年月日	履歴番号
所属住所	不履行情報	返戻済連絡日	コンビニ店舗マスター	記号番号
市名	理由	特徴依頼金額	店舗番号	住所コード
区・支所名	入力日	年金受給者個人番号	店舗名	区
区・支所名	調定履歴情報	返戻済連絡データ	登録日	学区
区名(本所名)	業務コード	記号番号	廃止日	町
区名(カナ)	記号(住所)	区	更新情報	番号
郵便番号	番号(世帯番号)	学区	更新日	世帯
電話番号	調定年度	町	処理時間	金融機関コード
電話番号(京北用)	年度相当	番号	口座連絡データ	銀行コード
会計コード(納付書整理番号)	月	世帯番号	登録区	支店コード
会計公番(各区口座公番)	期別	調定年度	記号番号	口座種別
区・支所名(カナ)	調定回数	年度相当	住所コード	口座番号
保険者番号	異動サイン	期	区	口座名義人
銀行(振込用)マスター	調定額	月	学区	振替開始日
ファイル区分	納期限	歳入・歳出区分	町	修正月
期間区分	調定年月日	返戻作成調定年度	番号	過年度停止サイン
銀行コード	調定処理年月日	返戻作成調定年月	世帯	金融機関名
支店コード	延滞金率マスター	歳入・歳出年区分	処理区分	金融銀行名
銀行名	延滞金率テーブル	返戻済額	世帯番号	金融支店名
支店名	開始日	返戻済額	口座情報	異動理由
店舗区分	終了日	更新情報	金融機関コード	予備
出張所母店コード	率1	更新区	銀行コード	コンビニ収納マスター・速報
サイン1	率2	区コード	支店コード	記号(住所)
読替銀行名	返戻確定連絡票データ	管轄コード	口座種別	区
サイン2	世帯番号	更新日	口座番号	学区
読替支店名	年度相当	コンビニ収納付番情報	口座名義人	町
電話番号	作成月	自動付番・連番(共通)	口座名義人	番号(世帯番号)
住所コード	返戻確定サイン	口振中止情報	登録日	世帯番号
都道府県コード	最終更新情報	作成期	レコード更新情報	調定年度
住所コードその他	更新区	区	更新区	年度相当
郵便番号	区コード	金融機関コード	区コード	期別
住所(1)	管轄コード	銀行コード	管轄コード	納付書
住所(2)	更新年月日	支店コード	更新日	納付書番号
所在地区分	証種類変更情報	区分	還付M明細R情報(O/L用)	収入方法
分納計画情報	世帯番号	記号番号	還付マスタ明細レコード	区
国保記号番号	記号番号	記号(住所)	業務コード	再発行
住所コード	住所コード	番号(世帯番号)	記号(住所)	収入額
区	区	世帯番号	番号(世帯番号)	収入日
学区	学区	口座種別	還付調定年度	収入時間
町	町	口座番号	歳出・歳入区分	店舗コード
世帯番号	世帯コード	口座名義人	レコードID	科目
支払月	バッチ情報	支払義務者名	還付調定年月	更新情報
年号年	収納判定サイン	口振依頼額	科目コード	更新日
調定年度	最終判定1	更新情報	現滞区分	処理時間
年相	最終判定2	更新区	元区分	口振停止情報
期別	オンライン情報	更新区コード	還付調定額	作成期
計画情報エリア	証種類	更新日	還付済額合計	区
対象期間	有効期限	口振中止情報・2次索引	還付未済額	金融機関コード
対象開始	年度相当	作成期	還付済連絡額	銀行コード
対象開始調定年度	資格保留区分	世帯番号	還付済連絡日	支店コード
対象開始年相	返戻情報	区分	同時済額	記号番号
対象開始期	業務コード	口振中止情報・2次索引2	同時済日	記号(住所)
対象開始月	記号番号	作成期	還付M集計R情報(O/L用)	番号(世帯番号)
対象終了	記号	期	還付マスタ集計レコード	区分
対象終了調定年度	区	世帯番号	業務コード	世帯番号
対象終了年相	学区	区分	記号(住所)	口座種別
対象終了期	町	介護サイン情報	番号(世帯番号)	口座番号
対象終了月	番号	口座管理情報	還付調定年度	口座名義人
分納期間	世帯番号	国保世帯番号	歳出・歳入区分	支払義務者名
期間開始	調定年度	記号番号	レコードID	口振依頼額
期間開始年	年度相当	記号(住所)	還付調定年月	更新情報
期間開始月	期	口座振替勧奨データ	科目コード	更新区
期間終了	月	国保世帯番号	現滞区分	更新区コード
期間終了年	歳出・歳入区分	口座振替勧奨情報	元区分	更新日

口振停止情報・2次索引	口座振替日	不履行サイン	管区コード	最新収入日
作成期	反映前資格証	計画終了月	更新日	納期限
世帯番号	期	中止情報	収入履歴情報	調定年度
区分	月	登録区	業務コード	年相
口座マスタ	反映後資格証	中止理由	記号(住所)	期別
国保世帯番号	期	登録年月日	番号(世帯番号)	記号番号
記号番号	月	返還情報	調定年度	滞納額
記号(住所)	反映前短期証自	作成区	年度相当	弁明情報
番号(世帯番号)	期	作成年月日	月	受付区
金融機関コード	月	発付年月日	期別	弁明理由
銀行コード	反映前短期証至	返還期限	収入回数	弁明承認年月日
支店コード	期	受付区	異動サイン	弁明有効期限
口座種別	月	返還区分	収入額	承認情報
口座番号	反映前短期証自	返還年月日	郵便手数料	受付区
口座名義人	期	証種類情報	会計執行年月日	承認区分
振替開始日	月	証種類変更	収納年月日	受付年月日
過年度停止サイン	反映前短期証至	証有効期限	収納処理年月日	承認有効期限
金融機関名	期	更新情報	収入方法	
金融銀行名	月	登録日	科目コード	分納計画情報
金融支店名	証判定滞納情報	登録者	郵便サイン	登録年月日
新規サイン	世帯番号	更新日	銀行番号	不履行サイン
口座変更サイン	履歴番号	保険料	世帯サイン情報	計画終了月
義務者氏名仮名	調定年度	嘱託員情報	世帯サインマスタ	中止情報
口振依頼内容	年度相当	住所コード	国保世帯番号	登録区
調定期限	区分	履歴番号	還付未済サイン	中止理由
年相	期月情報	担当開始日	現年未納サイン	登録年月日
期別	月	担当終了日	滞縫未納サイン	証返還命令情報
月	期別	嘱託員コード	介護2号有り	作成区
口振依頼額	調定期額	2種地域サイン	介護2号予定	作成年月日
コンビニ納付書発行情報	収入額	収納マスタ	返戻サイン	発付年月日
納付書	最新収入日	業務コード	税申告用納入情報	証返還期限
納付書番号	納期到来区分	記号(住所)	業務コード	受付区
収入方法	更新情報	番号(世帯番号)	国保世帯番号	証返還区分
区	登録日	調定期限	記号番号	返還年月日
再発行	登録者	年度相当	記号(住所)	証種類変更情報
業務コード	更新日	月	番号(世帯番号)	証変更種類
記号番号	更新者	期別	収入年	証変更期限
区	証交付管理情報	異動サイン	調定期限	一斉更新フラグ
学区	分納計画情報	調定期回数	年度相当	データ更新情報
町	世帯番号	調定期額	月	登録日
番号	履歴番号	納定期限	期別	登録者
世帯番号	状態区分	調定期年月日	納入金額	更新日
指定期限	中止区分	調定期処理年月日	収納年月日(和暦)	更新者
小計(保険料)	弁明フラグ	収入回数	納付方法	更新日
小計(延滞金)	納付誓約フラグ	収入額	口座振替勧奨データ	更新者
合計	措置中止フラグ	会計執行年月日	世帯番号	
区分	分納計画フラグ	収納年月日	口座振替勧奨情報	証判定滞納情報
調定期度	予備フラグ	収入処理年月日	勧奨時記号番号	世帯番号
年度相当	証区分	収入方法	記号(住所コード)	履歴番号
月	弁明通知情報	保険料サイン	番号(世帯連番)	調定期限
期別	作成区	延滞金サイン	勧奨回数	年相
保険料	判定区分	郵便サイン	勧奨日	区分
延滞金	判定年月日	銀行番号	初回発行日	期月情報(12回繰り返し)
方法	発付年月日	差押情報	更新情報	月
更新情報	証交付年月日	差押データ	更新区	期別
処理事由	最新収入日	記号番号	区コード	調定期額
処理時間	納定期限	住所コード	管轄コード	収入額
更新情報	調定期度	区	更新日	収納マスター+決算マスター
更新区	年度相当	学区	証交付管理情報	最新収入日
区コード	月	町	世帯番号	納期到来区分
管轄コード	期別	世帯番号	履歴番号	データ更新情報
更新日	記号番号	調定期度	状態区分	登録日
AIコード	滞納額	年度相当	中止区分	登録者
企業コード1	弁明情報	月	弁明フラグ	更新日
企業コード2	作成区	期	納付誓約フラグ	更新者
納付書番号	弁明理由	共通情報	措置中止フラグ	按分率マスター
収入方法	承認年月日	処分理由	分納計画フラグ	記号番号
納期限情報	承認期限	処分開始日	予備フラグ	住所コード
年月	承認情報	年度	証種類	区
納期限	受付区	調定期額	弁明通知情報	学区
オンライン反映日	承認理由	収入額	作成区	町
反映前期	受付年月日	延滞金	判定区分	世帯コード
期	承認有効期限	更新情報	判定年月日	年度相当
反映後期	分納計画情報	更新場所	発付年月日	世帯番号
期	登録年月日	管理区	証交付年月日	作成期

世帯分年額	住所2	区長名	被保険者生年月日5	医療後法減額
退職分年額	氏名	住所4	介護月別資格5	種別5
世帯分年額(介護分)	納付書	住所5	所得割基礎額5	後期後法減額
退職分年額(介護分)	調定年度(元号)	記号番号	被保険者氏名2	種別6
世帯分年額(後期分)	調定年度(年)	これからの徴収方法	医療月別資格2	介護後法減額
退職分年額(後期分)	ナンバー	住所6	被保険者氏名6	医療前算定額
按分率	調定年度(元号)	方書1	医療月別資格6	後期前算定額
弁明書不作成世帯マスタ	調定年度(年)	方書2	被保険者生年月日2	介護前算定額
世帯番号	調定年度(元号)	年度	介護月別資格2	医療後算定額
記号番号	調定年度(年)	期	所得割基礎額2	後期後算定額
住所コード	国保記号番号	区分(区内／区外)	被保険者生年月日6	介護後算定額
区	区分	記号番号(学区)	介護月別資格6	医療前限度超額
学区	年度相当・期(元号)	記号番号(町)	所得割基礎額6	後期前限度超額
町	年度相当・期(年)	件数(区毎)	被保険者氏名3	介護前限度超額
世帯コード	年度相当・期(期)	変更前保険料年額	医療月別資格3	医療後限度超額
中止区分	年度相当・期(元号)	決定保険料年額	被保険者氏名7	後期後限度超額
弁明フラグ	年度相当・期(年)	転出区保険料年額	医療月別資格7	介護後限度超額
特別の事情フラグ	年度相当・期(元号)	世帯主氏名	被保険者生年月日3	医療前条例减免額
措置中止フラグ	年度相当・期(年)	転入区保険料年額	介護月別資格3	後期前条例减免額
分納計画フラグ	世帯主氏名(領収済通知書)	今期全喪サイン	所得割基礎額3	介護前条例减免額
予備フラグ	調定年度	郵便用バーコード	被保険者生年月日7	医療後条例减免額
弁明情報	年度相当	賦課地住所表示	介護月別資格7	後期後条例减免額
作成区	期	賦課地住所町	所得割基礎額7	介護後条例减免額
弁明理由	月	通知メッセージ1	被保険者氏名4	医療前保険料年額
弁明承認年月日	新旧済通サイン	通知メッセージ2	医療月別資格4	後期前保険料年額
弁明承認期限	世帯主氏名1	通知メッセージ3	被保険者氏名8	介護前保険料年額
特別の事情情報	世帯主氏名1	通知メッセージ4	医療月別資格8	医療後保険料年額
作成区	世帯主氏名2	通知メッセージ5	被保険者生年月日4	後期後保険料年額
特別の事情理由	世帯主氏名2	通知メッセージ6	介護月別資格4	介護後保険料年額
特別の事情承認年月日	OCRコード1	通知メッセージ7	所得割基礎額4	前合計額
特別の事情承認期限	国保記号番号	通知書②	被保険者生年月日8	後合計額
分納情報	国保記号番号	変更前1期調定額	介護月別資格8	口座振替依頼書(収納機関)
登録年月日	区分	変更前2期調定額	所得割基礎額8	記号番号1
分納開始	調定年度	変更前3期調定額	通知書③	記号番号2
分納終了	年度相当	変更前4期調定額	医療前所得割基礎額	記号番号3
中止情報	期	変更前5期調定額	後期前所得割基礎額	記号番号4
登録区	月	変更前6期調定額	介護前所得割基礎額	記号番号5
中止理由	新旧済通サイン	変更前7期調定額	医療後所得割基礎額	記号番号6
登録年月日	区分	変更前8期調定額	後期後所得割基礎額	記号番号7
納付書データ(ブック通無)	調定年度	変更前9期調定額	介護後所得割基礎額	記号番号8
納付書種類	年度相当	変更前10期調定額	人数1	記号番号9
処理期	期	変更前隨時調定額	人数2	記号番号10
通知書①	月	決定後1期調定額	人数3	記号番号11
記号番号	新旧済通サイン	決定後2期調定額	人数4	住所1
通知書②	OCRコード2	決定後3期調定額	人数5	住所2
通知書③	納期限	決定後4期調定額	人数6	氏名
口座振替依頼書(収納機関)	納期限	決定後5期調定額	医療前所得割額	口座振替納付届(京都市控)
記号番号1	保険料額	決定後6期調定額	後期前所得割額	区名・支所名
記号番号2	コンビニ使用不可文言1	決定後7期調定額	介護前所得割額	記号番号1
記号番号3	コンビニ使用不可文言2	決定後8期調定額	医療後所得割額	記号番号2
記号番号4	納付取消エリア	決定後9期調定額	後期後所得割額	記号番号3
記号番号5	領収取消エリア	決定後10期調定額	介護後所得割額	記号番号4
記号番号6	区長	決定後隨時調定額	医療前均等割額	記号番号5
記号番号7	納期限	特別徴収義務者	後期前均等割額	記号番号6
記号番号8	保険料額	前特徴額4月	介護前均等割額	記号番号7
記号番号9	コンビニ取扱期限	前特徴額6月	医療後均等割額	記号番号8
記号番号10	不使用納付書文言1	前特徴額8月	後期後均等割額	記号番号9
記号番号11	不使用納付書文言2	前特徴額10月	介護後均等割額	記号番号10
住所1	不使用納付書文言3	前特徴額12月	S1	記号番号11
住所2	納付書データ(ブック通有)	前特徴額2月	医療前平等割額	住所1
氏名	納付書種類	特別徴収義務者2	S2	住所2
口座振替納付届(京都市控)	処理期	後特徴額4月	後期前平等割額	氏名
区名・支所名	通知書①	後特徴額6月	介護前平等割額	納付書
記号番号1	送付先表示	後特徴額8月	S3	調定年度(元号)
記号番号2	郵便番号	後特徴額10月	医療後平等割額	調定年度(年)
記号番号3	住所1	後特徴額12月	S4	ナンバー
記号番号4	軽減適用サイン	後特徴額2月	後期後平等割額	調定年度(元号)
記号番号5	賦課変更減免適用サイン	特徴対象年金名	介護後平等割額	調定年度(年)
記号番号6	住所2	被保険者氏名1	種別1	調定年度(元号)
記号番号7	京北減免適用サイン	医療月別資格1	医療前法減額	調定年度(年)
記号番号8	住所3	被保険者氏名5	種別2	国保記号番号
記号番号9	発布元号	被保険者生年月日1	後期前法減額	区分
記号番号10	発布年	医療月別資格5	種別3	年度相当・期(元号)
記号番号11	発布月	介護月別資格1	介護前法減額	年度相当・期(年)
住所1	発布日	所得割基礎額1	種別4	年度相当・期(期)

年度相当・期(元号)	処理年月	納付書番号	調定年度	退職扶養公費該当人数
年度相当・期(年)	調定期件数	支払期限日	調定年度(再定義)	世帯区分
年度相当・期(元号)	調定期額	支払限度額	年度相当	自主納付移行情報
年度相当・期(年)	收入件数	年率データ	年度相当(再定義)	記号番号
世帯主氏名(領収済通知書)	収入額	年(和暦)	期	住所コード
調定期度	調定期動情報	率1	期(再定義)	区
年度相当	業務コード	率2	月	学区
期	記号番号	特別徴収対象者情報	月(再定義)	町
月	住所コード	レコード区分	共通データ	世帯コード*
新旧済通サイン	住所コード(再定義)	府県コード	科目サイン	世帯番号
世帯主氏名1	区	特徴義務者コード	科目サイン(再定義)	嘱託員番号
世帯主氏名1	学区	通知内容コード	振替更正額	世帯情報エリア
世帯主氏名2	町	特別徴収制度コード	振替更正額(再定義)	世帯主氏名
世帯主氏名2	世帯	作成年月日	振替日(会計執行日)	調定期額
OCRコード1	調定期度	基礎年金番号	収入日	収入額
国保記号番号	調定期度(再定義)	年金コード	(増)データ	徴収額
区分	年度相当	生年月日	電算対象サイン	徴收回数
調定期度	年度相当(再定義)	性別	記号番号	納期内徴收回数
年度相当	月	氏名	住所コード	納期後徴收回数
期	期	カナ氏名	区	徴収フラグ
月	異動サイン	漢字シフトコード	学区	徴収期
新旧済通サイン	データ区分・	漢字氏名	町	分納計画サイン
区分	調定期額	カナシフトコード	世帯	充当データ
調定期度	納定期限	住所	調定期度	業務コード
年度相当	納定期限(再定義)	郵便番号	年度相当	記号番号
期	調定期年月日	カナ住所	期	住所コード
月	調定期年月日(再定義)	漢字シフトコード	月(再定義)	区
新旧済通サイン	コンビニ収納データ	漢字住所	月	学区
OCRコード2	レコード区分	カナシフトコード	月(再定義)	町
納定期限	データ識別	各種項目エリア	エラーサインエリア	世帯
納定期限	収納日付	各種区分	エラー1エリア	会計年度
保険料額	収納時間	処理結果	エラー2エリア	歳入出区分
コンビニ使用不可文言1	識別子	後期移管コード	エラー2サイン	還付調定期度
コンビニ使用不可文言2	企業コード	各種年月日	エラー2エリア(再定義)	還付調定期年
納付取消エリア	自由使用欄	各種金額1	エラー2前10桁	現滞区分
領収取消エリア	企業コード	各種金額2	エラー2後10桁	賦課調定期度
区長	業務コード	各種金額3	決算用振替明細データ	歳入歳出元区分
納定期限	納付書番号	年金証書記号番号	決算年度	年度相当
保険料額	収入方法	追加項目エリア	対象年度	月
コンビニ取扱期限	区	世帯番号	記号番号	期
不使用納付書文言1	再発行区分	年度相当	住所コード	賦課調定期額
不使用納付書文言2	支払期限日	特徴消込対象年月	区コード	収入額
不使用納付書文言3	印紙フラグ	記号番号	学区	充当額
通知書②-2	支払金額	住所コード	町	処理日
所得割基礎額(非自)1	収納店舗コード	区	世帯番号	充当元賦課情報
所得割基礎額(非自)2	支払予定日	学区	区分	賦課調定期度
所得割基礎額(非自)3	経理処理日1	町	データ	年度相当
所得割基礎額(非自)4	経理処理日2	世帯コード	世帯主名	月
所得割基礎額(非自)5	コンビニマスク	賦課変更記番情報	調定期額	期
所得割基礎額(非自)6	業務コード	記号番号	収入額(還付未済・済額)	国保世帯番号
所得割基礎額(非自)7	納付書番号	住所コード	テーブル	相手記号番号領域
所得割基礎額(非自)8	データ識別	区	按分率	相手記号番号サイン
所得メッセージ	収納日付	学区	更新者コード	記号番号
弁明・特別情報	収納時間	町	退職収入額	住所コード
世帯番号	識別子	氏名	要振替調定期額	区
記号番号	請求書発行企業コード	世帯	要振替収入額	学区
住所コード	自由使用欄	変更サイン(医療分)	更新年月日	町
区	企業コード	変更サイン(介護分)	住所不一致情報	世帯
学区	業務コード	特徴依頼サイン	記号番号	納付書データ(口振不能)
町	納付書番号	返戻非該当サイン	住所コード	納付書種類
世帯コード	収入方法	収入振替兼更正連絡	区	調定期度
弁明情報	区	送付区	学区	ナンバー
作成区	再発行区分	送付区	町	調定期度(元号)
弁明理由	支払期限日	送付区(再定義)	世帯	調定期度(年)
弁明承認年月日	印紙フラグ	連絡区分	世帯番号	調定期度(元号)
弁明承認期限	支払金額	連絡区分(再定義)	データ領域	調定期度(年)
特別の事情情報	収納店舗コード	(減)データ	住所不一致サイン	区分(区内／区外)
作成区	支払予定日	電算対象サイン	世帯主氏名補記サイン	記号番号(学区)
特別の事情理由	経理処理日1	記号番号	世帯員氏名補記サイン	記号番号(町)
特別の事情承認年月日	経理処理日2	住所コード	世帯主方書補記サイン	件数(区毎)
特別の事情承認期限	速報データ受信日	住所コード(再定義)	一般人數	調定期度
調定期額収入額報告書データ	確報データ受信日	区	退職本人人數	国保記号番号
区	速報取消データ受信日	学区	退職扶養人數	区分
会計年度	コンビニ収納バラメータ情報	町	一般公費該当人數	送付先表示
区分	区分	世帯	退職本人公費該当人數	件数(全市)

年度相当・期・月	金融機関番号	口振依頼データ(データ)	還付済額	世帯(再定義)
年度相当・期・月	支店番号	データ区分	還付済合計額	異動サイン
年度相当・期・月	口座種別	銀行コード	手充当日(執行日)	異動サイン(再定義)
郵便番号	口座番号	銀行名	同時還付済日(執行日)	異動理由
住所1	金融機関名	支店コード	還付済日(執行日)	口座内容
世帯主氏名(領収済通知書)	支店名	支店名	国保世帯番号	銀行番号
調定年度	名義人名	預金種別	相手記号番号エリア	金融機関番号
年度相当	精算情報エリア	口座番号	相手記号番号サイン	金融機関番号(再定義)
期	精算サイン	預金者名	相手記号番号	支店番号
月	精算日	振替金額	住所コード	支店番号(再定義)
新旧済通サイン	新規サイン	新規コード	区	口座種別
世帯主氏名1	口振依頼額	国保記号番号	学区	口座種別(再定義)
世帯主氏名1	氏名(カナ)	調定年度	町	口座番号
住所2	仮金融機関番号	年度相当	世帯	口座番号(再定義)
世帯主氏名2	国保世帯番号	月	還付キーデータ	口座名義人
世帯主氏名2	口振不能マスター	期	記号番号	過年度停止サイン
住所3	記号番号	結果コード	住所コード	過年度停止サイン(再定義)
OCRコード1	住所コード	口振依頼データ(エンド)	区	金融機関名
国保記号番号	区	データ区分	学区	支店名
国保記号番号	学区	口振依頼データ(ヘッダ)	町	振替開始日
住所4	町	データ区分	世帯	新規サイン
調定年度	世帯	種別コード	会計年度	エラーサインエリア
期別	調定年度	コード区分	歳出入区分	エラーサイン
区分	年度相当	委託者コード	還付調定年度	注意サインエリア
調定年度	月	委託者名	年度	注意サイン
年度相当	期	振替日	現滞区分	整理番号
期	口振不能理由	銀行コード	還付調定年月	整理番号(再定義)
月	連絡区分	銀行名	歳入歳出元区分	修正サイン
新旧済通サイン	振替不能額	支店コード	保険料賦課調定額	修正サイン(再定義)
区分	口座内容	支店名	保険料收入額	口座異動連絡
調定年度	銀行番号	預金種別	保険料過納額	記号番号
年度相当	金融機関番号	口座番号	保険料充当額	住所コード
期	支店番号	口振依頼データ(トレーラ)	保険料還付調定額	区
月	口座種別	データ区分	延滞金賦課調定額	区(再定義)
新旧済通サイン	口座番号	請求件数	延滞金収入額	学区
住所5	口座名義人	請求金額	延滞金過納額	学区(再定義)
納期限	精算情報領域	振替済件数	延滞金還付調定額	町
OCRコード2	精算サイン	振替済額	収入日	町(再定義)
住所6	精算日	不能件数	一括サイン	世帯
指定期限日	嘱託員番号	振替不能額	始期エリア	世帯(再定義)
指定期限日	世帯主氏名	還付マスター	賦課調定年度(始期)	異動サイン
住所7	国保世帯番号	業務コード	期(始期)	異動サイン(再定義)
保険料額	口振不能連絡	記号番号	終期エリア	口座内容
保険料額	記号番号	住所コード	賦課調定年度(終期)	口座名義人
方書1	住所コード	区	期(終期)	銀行番号
コンビニ使用不可文言1	区	学区	還付整理番号	金融機関番号
方書2	学区	町	還付整理番号(再定義)	金融機関番号(再定義)
指定期限日	町	世帯	整理番号1	支店番号
コンビニ使用不可文言2	世帯	会計年度	整理番号2	支店番号(再定義)
世帯主氏名	調定年度	歳出入区分	国保世帯番号	口座種別
郵便用バーコード	年度相当	還付調定年度	相手記号番号領域	口座種別(再定義)
区長	月	還付調定年月	相手記号番号サイン	口座番号
指定期限日	月(再定義)	現滞区分	相手記号番号	口座番号(再定義)
保険料額	期	賦課調定年度	住所コード	過年度停止サイン
国保記号番号	期(再定義)	歳入歳出元区分	区	過年度停止サイン(再定義)
納付書番号	口振不能理由	賦課年度相当	学区	整理番号
納期限	口振不能理由(再定義)	整理番号	町	整理番号(再定義)
コンビニ取扱期限	連絡区分	整理番号(再定義)	世帯	修正サイン
国保住所町表示	基礎年金番号リンク情報	整理番号1	口座異動データ	修正サイン(再定義)
国保住所町	特徴年度	保険料エリア	国保世帯番号	納付書リンク情報
精算サイン	特徴年度(再定義)	過納額	最新記号番号	業務コード
口座振替不能理由コード	特徴義務者コード	自動充当額	住所コード	納付書番号
口座振替不能理由	年金コード	手充当額	区	連番
口振依頼明細データ	基礎年金番号	還付調定額	学区	納付書印字情報エリア
記号番号	履歴番号	同時還付済額	町	記号番号
住所コード	記号番号	還付済額	世帯	住所コード
区	記号	還付済合計額	記号番号(変更前・連絡票)	区
学区	区	充当日(執行日)	住所コード	学区
町	学区	同時還付済日(執行日)	区	町
世帯	町	還付済日(執行日)	区(再定義)	世帯コード
調定年度	番号	延滞金エリア	学区	調定年度
年度相当	世帯番号	延滞金過納額	学区(再定義)	年度相当
月	処理年月	手充当額	町	月
期	世帯番号	還付調定額	町(再定義)	期
銀行番号	年金受給者個人番号	同時還付済額	世帯	保険料

延滞金	OCR1	終了年度	収入額(再定義)	世帯主送付先方書補記サイン
納期限	OCR2	終了年度	符号(郵手)	世帯主郵便番号補記サイン
支払期限日	OCR3	終了期別	郵振手数料額	世帯員氏名補記サイン
支払金額	OCR4	終了期別	郵振手数料額(再定義)	データ領域
識別子	OCR5	発付日	郵振手数料額(再定義)	判定結果
請求書発行企業コード	OCR6	延滞金計算基準日	収入年月日	判定結果(保留1)
自由使用欄	OCR7	会計照合情報	収入方法	判定結果(保留2)
企業コード	OCR8	区	エラーエリア	有効期限
業務コード	OCR9	会計年度	集計不能エラーサイン	郵便番号
納付書番号	決算用パラム	業務コード	エラーエリア	郵便番号予備
収入方法	区分	科目領域	エラーサイン	証用現在証
区	区分	現滞区分	収入異動情報	世帯番号
未使用エリア	処理年度	科目サイン	業務コード	最新記号番号
再発行区分	処理年月	会計收支方法	住所コード	住所コード
支払期限日	バラムカード11	会計執行日	区	区
印紙フラグ	区分	市区別収入扱い	学区	学区
支払金額	バラム年度A	データ区分(会計照合)	町	町
更新日付	年A	符号(照合額)	氏名	氏名
口振納付書作成データ	期別A	照合額	世帯	世帯
記号番号	期別A(再定義)	照合額(再定義)	調定年度	現在証情報
住所コード	バラム年度B	符号(郵手)	年度相当	現在証サイン
区	年B	郵便振替手数料	月	証区分
学区	期別B	郵便振替手数料(再定義)	期	有効期限
町	期別B(再定義)	符号(つり銭留保)	異動サイン	交付日
世帯コード	発付日	つり銭留保額	データ区分	別証
宛名エリア	指定期限日	つり銭留保額(再定義)	符号(収入額)	マル学
宛名区分	バラムカード12	符号(消込)	収入額	マル遠
郵便番号	区分	消込額	符号(郵振手数料)	マル子
住所1	現年度	消込額(再定義)	郵振手数料額	疾病
住所2	対象開始	処理日	会計執行日	納付書データ(催告)
住所3	バラム年度A	会計照合用収入データ	収入年月日	調定年度
住所4	年A	照合エリア	収入方法	ナンバー
住所5	期別A	区	科目サイン	調定年度(元号)
住所6	期別A(再定義)	区(再定義)	郵振サイン	調定年度(年)
住所7	対象終了	会計年度	銀行コード	調定年度(元号)
方書1	バラム年度B	業務コード	金融機関番号	調定年度(年)
方書2	年B	業務コード(再定義)	支店番号	区分(区内/区外)
宛先氏名(漢字)	期別B	科目エリア	会計収入年度	記号番号(学区)
補記サイン	期別B(再定義)	現滞区分	市区別収入扱い	記号番号(町)
住所補記サイン	除外サイン	現滞区分(再定義)	現滞区分	件数(区毎)
方書補記サイン	バラムカード13	科目サイン	嘱託員番号	調定年度
氏名補記サイン	区分	科目サイン(再定義)	記号番号	国保記号番号
点字サイン	表題番号	会計收支方法	証発行情報	区分
送付先	バラムカード14	会計收支方法(再定義)	発行番号(証種類)	送付先表示
その他備考	区分	会計執行日	記号番号	年度相当・期・月
収納その他備考	口座マスタフラグ	市区別収入扱い	住所コード	年度相当・期・月
納付書エリア	バラムカード15	データ区分	区	年度相当・期・月
納付書共通エリア	区分	データ区分(再定義)	学区	郵便番号
納付書出力区分	発行可サイン	符号(照合)	町	住所1
氏名	年度	照合額	世帯	世帯主氏名(領収済通知書)
嘱託員番号	指定期日	符号(郵手・照合)	世帯番号	調定年度
業務コード	指定期日(再定義)	郵便振替手数料額(照合)	世帯区分	年度相当
国保固有区分	指定期日(再定義)	符号(つり銭・照合)	疾病サイン	期
新旧済通サイン	バラムカード16	つり銭留保額(照合)	公費負担サイン	月
納付書期別エリア	区分	符号(消込)	未納サイン	新旧済通サイン
未納区分	分納計画終了月	消込額(照合)	現年未納サイン	世帯主氏名1
調定年度	分納計画終了月(再定義)	収入データエリア	滞縫未納サイン	世帯主氏名1
年度相当	分納計画終了年月	記号番号	分納誓約サイン	住所2
期別	特弁終了日	住所コード	特別理由	世帯主氏名2
月	特弁終了日(再定義)	区	弁明理由	世帯主氏名2
保険料額	特弁終了年月	区(再定義)	その他備考	住所3
延滞金額	最新収入日	学区	収納その他備考	国保記号番号
指定期限日	最新収入日(再定義)	学区(再定義)	所在不明サイン	国保記号番号
納期限日	最新収入年月	町	最終判定	住所4
発付日	バラムカード17	町(再定義)	その他保留	国保記号番号
国保住所表示	区分	世帯	資格保留	保険料額
国保住所	発行可世帯	世帯(再定義)	住所不一致サイン	OCRコード1
精算サイン	発行可世帯数	調定年度	区外サイン	区分
精算日	バラムカード21	年度相当	送付先サイン	調定年度
口座世帯サイン	区分	月(再定義)	補記サイン	年度相当
滞縫サイン	催告書発行サイン	期	世帯主氏名補記サイン	期
分納誓約サイン	処理対象年度	期(再定義)	世帯主方書補記サイン	月
所在不明サイン	指定期限	符号(収入)	世帯主現住所住所補記サイン	新旧済通サイン
OCRエリア	開始年度	収入額	世帯主現住所方書補記サイン	区分
OCR読取欄1	開始期別	収入額(再定義)	世帯主送付先住所補記サイン	調定年度

年度相当	特定区分現年隨過徵収件数	分納終了	特別の事情情報	マル遠証
期	特定区分現年隨過徵収額	中止情報	作成区	疾病証
月	特定区分滞縫徵収世帯情報	登録区	特別の事情承認理由	現在証有効期限日
新旧済通サイン	特定区分滞縫徵収件数	中止理由	特別の事情承認年月日	現在証交付日
指定期限日	特定区分滞縫徵収額	登録年月日	特別の事情承認期限	中止区分
住所5	特定区分滞縫隨過徵収件数	滞納情報 I	分納情報	弁明フラグ
住所6	特定区分滞縫隨過徵収額	滞納記号番号	登録年月日	特別の事情フラグ
延滞金	国保収納用会計テープ	住所コード	分納開始	措置中止フラグ
OCRコード2	区コード	区	分納終了	分納計画フラグ
指定期限日	收入年度	学区	中止情報	予備フラグ
指定期限日	業務コード	町	登録区	弁明情報
住所7	科目コード	世帯コード	中止理由	作成区
年度相当(元号)	データ区分	調定年度	登録年月日	弁明理由
年度相当(年)	会計執行日	年相	滞納情報 I	弁明承認年月日
保険料額	会計執行日	期	滞納記号番号	弁明承認年月日
保険料額	会計執行日	月	住所コード	特別の事情情報
方書1	異動サイン	納期限	区	作成区
調定年度(元号)	符号	滞納額	学区	特別の事情承認理由
調定年度(年)	金額	滞納情報 II	町	特別の事情承認年月日
期・月	收入修正用エラーデータ	現年度調定額	世帯コード	特別の事情承認期限
合計額	区	現年度収入額	調定年度	分納情報
延滞金	会計年度	滞縫調定額	年相	登録年月日
延滞金	科目サイン	滞縫収入額	期	分納開始
方書2	会計執行日	最新収入日(現在)	月	分納終了
コンビニ使用不可文言1	現滞区分	最新収入日(決算)	納期限	中止情報
合計額	記号番号	今月弁明書発付情報	滞納額	登録区
合計額	調定年度	今月判定年月日	滞納情報 II	中止理由
世帯主氏名	年度相当	今月弁明書発付年月日	現年度調定額	登録年月日
コンビニ使用不可文言2	期別	証交付管理情報	現年度収入額	滞納情報 I
郵便用バーコード	收入額	世帯状態	滞縫調定額	滞納記号番号
保険料額	郵便振替手数料額	弁明書発付年月日	滞縫収入額	住所コード
区長	收入方法	証返還情報	最新収入日(現在)	区
指定期限日	收入日	証返還命令書作成区	最新収入日(決算)	学区
記号番号ページ	エラーサイン	証返還命令書作成年月日	今月弁明書発付情報	町
記号番号総ページ	処理日	証返還命令書発付年月日	今月判定年月日	世帯コード
納付書番号	最終証判定情報	証返還期限	今月弁明書発付年月日	調定年度
発行日	世帯番号	証返還受付区	証交付管理情報	年相
延滞金	最新記号番号	証返還区分	世帯状態	期
国保住所町表示	住所コード	証返還年月日	弁明書発付年月日	月
国保住所町	区	老健・公費情報	証返還情報	納期限
精算サイン	学区	老健該当サイン	証返還命令書作成区	滞納額
区名	町	疾病該当サイン	証返還命令書作成年月日	滞納情報 II
合計額	氏名	公費該当サイン	証返還命令書発付年月日	現年度調定額
コンビニ取扱期限	世帯	前期高齢者サイン	証返還期限	現年度収入額
嘱託員徴収実績用情報	判定情報	最終証判定情報2	証返還受付区	滞縫調定額
住所コード	判定結果(収納状況)	世帯番号	証返還区分	滞縫収入額
区	判定区分	最新記号番号	証返還年月日	最新収入日(現在)
学区	判定結果(最終)	住所コード	老健・公費情報	最新収入日(決算)
町	現在証情報	区	老健該当サイン	今月弁明書発付情報
嘱託員コード	現在証区分	学区	疾病該当サイン	今月判定年月日
当月末納エリア	マル学証	町	公費該当サイン	今月弁明書発付年月日
当月末納世帯情報	マル遠証	氏名	隨時・過年フラグ	証交付管理情報
当月末納件数	マル子証	世帯	判定サイン1	世帯状態
当月末納額	疾病証	判定情報	判定サイン2	弁明書発付年月日
当月随時過年度未納件数	現在証有効期限日	判定結果(収納状況)	老健・公費フラグ	証返還情報
当月随時過年度未納額	現在証交付日	判定区分	弁明理由・特別事情フラグ	証返還命令書作成区
当月現年未納世帯情報	中止区分	判定結果(最終)	分納フラグ	証返還命令書作成年月日
当月現年未納件数	弁明フラグ	現在証情報	返還命令フラグ	証返還命令書発付年月日
当月現年未納額	特別の事情フラグ	現在証区分	前期高齢者サイン	証返還期限
当月現年随時過年度未納件数	措置中止フラグ	マル学証	最終証判定情報3	証返還受付区
当月現年随時過年度未納額	分納計画フラグ	マル遠証	世帯番号	証返還区分
当月初未納世帯情報	予備フラグ	疾病証	最新記号番号	証返還年月日
当月初未納件数	弁明情報	現在証有効期限日	住所コード	老健・公費情報
当月初未納額	作成区	現在証交付日	区	老健該当サイン
当月初隨時過年度未納件数	弁明理由	中止区分	学区	疾病該当サイン
当月初隨時過年度未納額	弁明承認年月日	弁明フラグ	町	公費該当サイン
対象区分微収エリア	弁明承認年月日	特別の事情フラグ	氏名	隨時・過年フラグ
特定区分微収世帯情報	特別の事情情報	措置中止フラグ	世帯	判定サイン1
特定区分微収件数	作成区	分納計画フラグ	判定情報	判定サイン2
特定区分微収額	特別の事情承認理由	予備フラグ	判定結果(収納状況)	老健・公費フラグ
特定区分隨時過年度微収件数	特別の事情承認年月日	弁明情報	判定区分	弁明理由・特別事情フラグ
特定区分隨時過年度微収額	特別の事情承認期限	作成区	判定結果(最終)	分納フラグ
特定区分現年微収世帯情報	分納情報	弁明理由	現在証情報	返還命令フラグ
特定区分現年微収件数	登録年月日	弁明承認年月日	現在証区分	前期高齢者サイン
特定区分現年微収額	分納開始	弁明承認年月日	マル学証	証判定データ

最終章判定情報	催告書発行情報	新旧済通サイン	集計レベル
決定証	発行可サイン	住所5	業務コード
証有効期限	発行区分	OCRコード2	業務コード(再定義)
証種類変更サイン	発行番号	住所6	区
資格保留サイン	通常催告エリア	納期限	区(再定義)
配達記録サイン	滞納サインフラグ	納期限	ニュメリックチェックエリア
バッチ発行番号	現年例月滞納フラグ	住所7	学区
発行番号1	現年隨時滞納フラグ	保険料額	学区(再定義)
発行番号2	現年過年度滞納フラグ	保険料額	町
世帯区分	現年過々年度滞納フラグ	方書1	町(再定義)
住所不一致サイン	滞納フラグ	コンビニ使用不可文言1	氏名コード
区外サイン	滞納期月数	方書2	世帯
補記サインエリア	分納不履行エリア	コンビニ使用不可文言2	世帯(再定義)
世帯主氏名補記サイン	分納・特弁サイン	世帯主氏名	収入方法
現住所補記サイン	分納計画情報	郵便用バーコード	調定年度
現住所方書補記サイン	分納計画開始	区長	年度相当
送付先住所補記サイン	分納計画開始年度	納期限	月(再定義)
送付先方書サイン	分納計画開始年相	保険料額	期
郵便番号補記サイン	分納計画開始期	国保記号番号	期(再定義)
世帯員氏名補記サイン	分納計画開始月	納付書番号	保険料額
全喪サイン	分納計画終了	コンビニ取扱期限	保険料額(再定義)
前月発行サイン	分納計画終了年度	国保住所町表示	郵振手数料額
返還命令書リストサイン	分納計画終了年相	国保住所町	郵振手数料額(再定義)
滞納世帯情報1	分納計画終了期	精算サイン	保険料会計額
記号番号	分納計画終了月	期限テーブル情報	保険料会計額(再定義)
住所コード	分納計画始期	区分	延滞金額
区	分納計画終期	年度、期別	延滞金額(再定義)
学区	分納不履行サイン	調定年度	合計額
町	特別事情・弁明理由	年度(再定義)	合計額(再定義)
世帯	特別事情承認理由	年度	収入日
滞納判断エリア	弁明承認理由	期A	収入方法(税共通)
現年調定額	特弁承認日	期A(再定義)	銀行番号
現年収入額	承認期限	期B	ニュメリックエリア再定義
滞縁分調定額	納付書データ(単票)	期B(再定義)	バッチ番号
滞縁分収入額	納付書種類	納期限・指定期限	送付票領域
現年全調定額	調定年度	納期限・指定期限(再定義)	区(送付票)
現年溝納額	ナンバー	発付日	区(送付票)(再定義)
滞縁溝納額	区分(区内／区外)	発付日(再定義)	会計年度(送付票)
通常催告エリア	記号番号(学区)	日付A	業務コード(送付票)
滞納サインフラグ	記号番号(町)	日付A(再定義)	業務コード(送付・再定義)
現年例月滞納フラグ	件数(区毎)	MT交換銀行テーブル	会計執行日(送付票)
現年随时滞納フラグ	調定年度	委託者コード	現滞区分(送付票)
現年過年度滞納フラグ	国保記号番号	仮銀行コード	現滞区分(送付票・再定義)
現年過々年度滞納フラグ	区分	支店コード	送付バッチ番号
滞納フラグ	送付先表示	預金種別	見なし区コード
滞納期月数	年度相当・期・月	口座番号	市内外区分
滞納世帯情報2	郵便番号	特徴世帯記番履歴情報	業務種別
記号番号	住所1	特徴記番履歴情報	業務サブコード
住所コード	世帯主氏名(領收済通知書)	世帯番号	新旧済通サイン
区	調定年度	特徴年度	済通タイプ
学区	年度相当	特徴義務者コード	住所コード
町	期	基礎年金番号	
世帯	月	年金コード	
世帯情報エリア	新旧済通サイン	記号番号	
世帯番号	世帯主氏名1	記号	
嘱託員番号	世帯主氏名1	区	
世帯主名	住所2	学区	
電話番号	世帯主氏名2	町	
最新収入日	世帯主氏名2	番号	
全喪サイン	住所3	世帯番号	
所在不明サイン	OCRコード1	年金受給者個人番号	
期限切れサイン	国保記号番号	収入異動バラメータ	
世帯区分	国保記号番号	処理期	
発行証区分	住所4	年度	
滞納判断エリア	区分	期別	
現年調定額	調定年度	特徴義務者コード	
現年収入額	年度相当	会計執行日	
滞縁分調定額	期	会計執行日(再定義)	
滞縁分収入額	月	収入日	
現年全調定額	新旧済通サイン	収入日(再定義)	
現年溝納額	区分	済通データ(市・区分)	
滞縁溝納額	調定年度	ニュメリックエリア	
備考サイン	年度相当	会計執行日	
資格備考サイン	期	会計執行日	
収納備考サイン	月	会計執行日	

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

##### リスク1：目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>①資格異動の届出や申請の窓口において、申請書等の内容や本人確認書類(免許証等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。          ②情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。</p> <p><b>【国保都道府県化に伴う追記】</b>  <b>&lt;国保連合会からの入手&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PC(以下、「国保総合PC等」という。)における措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・国保総合PCIにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</li> </ul> </li> </ul> <p>* :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>								
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより必要な情報以外を入手することを防止する。</p> <p><b>【国保都道府県化に伴う追記】</b>  <b>&lt;国保連合会からの入手&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等における措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> </ul> </li> </ul> <p>* :ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PC等との間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>								
その他の措置の内容	<p>①操作ログを収集し、不正な操作による対象者以外の情報入手を抑止する。          ②システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、必要な情報以外の情報登録を防止する。</p>								
リスクへの対策は十分か	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">[      十分である      ]</td> <td style="text-align: center;"><b>&lt;選択肢&gt;</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	[      十分である      ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>		1) 特に力を入れている		2) 十分である		3) 課題が残されている
[      十分である      ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>								
	1) 特に力を入れている								
	2) 十分である								
	3) 課題が残されている								

##### リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><b>&lt;システムを通じた入手&gt;</b>          システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> <p><b>&lt;その他の入手(窓口対応、電話対応等)&gt;</b></p> <p>①資格異動の届出や申請においては国民健康保険法第9条等の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出や申請のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。</p> <p>②国民健康保険事務等の遂行以外の目的で、特定個人情報を入手することがないよう情報管理者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。</p> <p>③職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し、不適切な操作ができないようになっており、すべてのシステム操作についてログを取得し保管している。</p> <p><b>【国保都道府県化に伴う追記】</b>  <b>&lt;国保連合会からの入手&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等における措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</li> </ul> </li> </ul>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>窓口において、対面で身分証明書(マイナンバー(個人番号)カード等)の提示を受け、本人確認を行う。</p> <p><b>【国保都道府県化に伴う追記】</b>  <b>&lt;国保連合会からの入手&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等における措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されるとともに、国保総合PC等において国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を附加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。</li> <li>・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</li> </ul> </li> <li>・国民健康保険システムにおける措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めるこを行うこととしている。</li> </ul> </li> </ul>		
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>①マイナンバー(個人番号)カードの提示又は、通知カードと本人確認書類(免許証等)の提示を求め確認を行う。            ②出生等の際、・マイナンバー(個人番号)カード又は通知カードの提示等による確認が困難な場合は、住基システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、確認を行う。</p> <p><b>【国保都道府県化に伴う追記】</b>  <b>&lt;国保連合会からの入手&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等における措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</li> </ul> </li> </ul>		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。</p> <p><b>【国保都道府県化に伴う追記】</b>  <b>&lt;国保連合会からの入手&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等における措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。</li> <li>・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。</li> </ul> </li> <li>・国民健康保険システムにおける措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めるこを行うこととしている。</li> </ul> </li> </ul>		
その他の措置の内容	入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、必要に応じ情報を照合できるよう、関係者以外の立ち入れない執務室等で保管する等の適切な措置を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>①入手する際は、他の来庁者の覗き込み等ができないような措置を取る。      ②特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。      ③インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。      ④特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体(CD, DVD等)を用いた運用をすることを極力行わないこととする。</p> <p><b>【国保都道府県化に伴う追記】</b></p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置             <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダー等で粉碎し破棄する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</li> </ul> </li> <li>・国保連合会の国保総合(国保集約)システムと本市のデータ連携用PCとの間の情報の授受においては、次の措置を講じる。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</li> <li>・情報の授受における専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウィルス対策ソフトウェアは常に最新版を保ち、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に対応される。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。		
その他の措置の内容	<p>【国保都道府県化に伴う追記】            &lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることではなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul> <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>①システムを利用する職員にのみ認証カードを発行し、所属長が当該職員の行う使用権限を限定的に付与する。            ②職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける。            ③認証の記録を保管する。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】            &lt;国保総合PC等における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。</li> <li>ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul>		
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>①職員毎に、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。            ②職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。            ③退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。</p>		
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>①職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。            ②不正アクセスを分析するために、システムの操作履歴の記録を保管する。</p>		
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>①特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由等)を記録している。            ②必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】            &lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	①システムの操作履歴を記録する。また、そのことを職員に周知する。 ②システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について周知する。 ③職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。		
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組となっている。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。</li> </ul> <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダー等で粉碎し破棄する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</li> </ul> </li> <li>・国保連合会の国保総合(国保集約)システムと本市のデータ連携用PCとの間の情報の授受においては、次の措置を講じる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・データ連携用PCに保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</li> </ul> </li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
端末画面は、来庁者から見えないようにする。			

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

	<p>①委託先の社会的信用と能力を確認。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、ISO9000等の認証の取得又はプライバシーマークの認定等を委託先選定の条件とし、共通仕様書に記載のある「データ等の適正な管理」の内容を遵守する事を前提に業者に委託する。業務委託については、仕様書に記載のある「個人情報等の保護」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。          ②委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。</p> <p><b>【国保都道府県化に伴う追記】</b>          本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等)</li> <li>・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等)</li> <li>・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等)</li> <li>・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること</li> <li>・プライバシーマーク、ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報</li> </ul>		
情報保護管理体制の確認	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>①作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。          ②閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。          ③閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。          ④閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</p> <p><b>【国保都道府県化に伴う追記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。</li> <li>・また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。</li> <li>・さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。</li> </ul>		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>①特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由(又は処理内容)を記録する。          ②システムのオペレーションや運用保守における作業記録を残す。          ③契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。          ④委託業者からセキュリティ研修等の実施等、適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</p> <p><b>【国保都道府県化に伴う追記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の従業員等が本市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することにしている。</li> <li>・国保連合会の特定個人情報等取扱規程における事務取扱管理者は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・本市の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。</li> <li>・記録の保存期間については、本市の公文書管理規則第9条に従って、一定期間保存する。</li> </ul>		

特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢>	
		1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>「京都市情報セキュリティ対策基準」「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」により、個人情報を取り扱う情報システムに関して、随意契約により契約を締結しようとする場合は、原則として再委託を禁止することとし、コンソーシアム（複数事業者による連合体）と契約を締結すること、又は契約を履行するすべての事業者と直接契約を締結することとしている。このため委託先からさらに他者に情報を提供する必要はないようになっている。</p> <p>例外的に再委託する場合は、電子情報の第三者への提供を禁止する条項及び京都市への定期的な報告義務を課す条項を付して許可することになっている。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。</li> <li>また、本市における個人情報保護条例第13条により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けている。</li> <li>さらに、本市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。</li> </ul>		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>(システム運用等委託)</p> <p>システムのオペレーション業務や運用保守業務の委託に関しては、委託業務の実施場所を庁舎内のみとしており、特定個人情報を含むデータの外部への持ち出しを認めない。</p> <p>(業務委託)</p> <p>&lt;ルールの内容&gt;</p> <p>委託先へ特定個人情報を提供する際に、委託先へデータ搬送が必要な場合は、施錠可能なケースに媒体を格納したうえで搬送することを義務付ける。</p> <p>&lt;ルール順守の確認方法&gt;</p> <p>委託先に提供する際、日付及び件数を記録した確認書を作成し、データ搬送時に合わせて確認を行う。また、日常運用において、ルールが順守されていることを定期的に確認する。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けることとしている。</li> <li>本市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。</li> <li>記録の保存期間については、本市の公文書管理規則第9条に従い、一定期間保存する。</li> <li>特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要に応じてパスワードの設定を行うこと、および管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。</li> <li>さらに、本市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。</li> </ul>		
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢>	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		1) 定めている	
		①共通仕様書に記載のある「データ等の廃棄」の内容を遵守する事を前提に委託する。 ②委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。	
		【国保都道府県化に伴う追記】	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起さない方法によって確実に消去、または処分することを、本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。</li> <li>委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、本市の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。</li> </ul>	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[ 定めている ]</p> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin-left: 20px;">1) 定めている      2) 定めていない</p>
規定の内容	<p>電子計算機による事務処理等の委託契約に係る共通仕様書において、データ等の適正な管理について定めている。</p> <p>①目的外利用の禁止 ②特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ③特定個人情報の提供先の限定 ④情報漏洩を防ぐための保管管理責任 ⑤個人情報の取扱いについてのチェックの実施及び報告 ⑥委託先の視察・監査の実施 ⑦原則的に再委託を禁止している。 ⑧複写、複製の原則禁止</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定</li> </ul> <p>等を定めるとともに、委託先が本市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin-left: 20px;">1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない      4) 再委託していない</p>
具体的な方法	<p>①許可のない再委託を禁止する。 ②特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定</li> </ul> </li> <li>等</li> </ul> <p>また、再委託先が本市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin-left: 20px;">1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、バージョンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを国保連合会が委託するデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。</li> <li>・特定個人情報を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要的複製を制限するため、事前に特定個人情報等取扱規程における事務取扱管理者の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダー等で粉碎し破棄する。</li> </ul>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）										
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		[ ] 提供・移転しない								
<table border="1"> <tr> <td>特定個人情報の提供・移転の記録</td><td>[ 記録を残している ]</td><td>&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</td></tr> <tr> <td>具体的な方法</td><td colspan="2">特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理し、保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。</td></tr> </table>		特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢>			1) 記録を残している 2) 記録を残していない	具体的な方法	特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理し、保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢>								
		1) 記録を残している 2) 記録を残していない								
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理し、保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。									
<table border="1"> <tr> <td>特定個人情報の提供・移転に関するルール</td><td>[ 定めている ]</td><td>&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>1) 定めている 2) 定めていない</td></tr> <tr> <td>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</td><td colspan="2">提供・移転については、番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に従い、提供・移転の可否を判断する。他の業務に係る電子計算機処理の目的で収集された電子情報を利用する場合は、あらかじめ書面により、当該電子情報を管理する業務主管部署の承認を得る。</td></tr> </table>		特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢>			1) 定めている 2) 定めていない	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転については、番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に従い、提供・移転の可否を判断する。他の業務に係る電子計算機処理の目的で収集された電子情報を利用する場合は、あらかじめ書面により、当該電子情報を管理する業務主管部署の承認を得る。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢>								
		1) 定めている 2) 定めていない								
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転については、番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に従い、提供・移転の可否を判断する。他の業務に係る電子計算機処理の目的で収集された電子情報を利用する場合は、あらかじめ書面により、当該電子情報を管理する業務主管部署の承認を得る。									
その他の措置の内容										
<table border="1"> <tr> <td>リスクへの対策は十分か</td><td>[ 十分である ]</td><td>&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</td></tr> </table>		リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>								
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている								
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク										
<table border="1"> <tr> <td>リスクに対する措置の内容</td><td colspan="2">①操作ログを収集し不適正な提供・移転を抑止する。 ②媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</td></tr> </table>		リスクに対する措置の内容	①操作ログを収集し不適正な提供・移転を抑止する。 ②媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。							
リスクに対する措置の内容	①操作ログを収集し不適正な提供・移転を抑止する。 ②媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。									
<table border="1"> <tr> <td>リスクへの対策は十分か</td><td>[ 十分である ]</td><td>&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</td></tr> </table>		リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>								
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている								
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク										
<table border="1"> <tr> <td>リスクに対する措置の内容</td><td colspan="2">(誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置) ①システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。  (誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置) ②情報を提供・移転するときは、提供先・移転先を十分に確認する。</td></tr> </table>		リスクに対する措置の内容	(誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置) ①システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。  (誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置) ②情報を提供・移転するときは、提供先・移転先を十分に確認する。							
リスクに対する措置の内容	(誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置) ①システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。  (誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置) ②情報を提供・移転するときは、提供先・移転先を十分に確認する。									
<table border="1"> <tr> <td>リスクへの対策は十分か</td><td>[ 十分である ]</td><td>&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</td></tr> </table>		リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>								
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている								
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置										
-										

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <p>①ログイン時の職員認証により、あらかじめ承認された職員以外は情報を入手できないようにする。</p> <p>②操作ログを収集し、不適切な情報の入手を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
	[ 十分である ]	<選択肢>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	1) 特に力を入れている	2) 十分である
	[ 十分である ]	3) 課題が残されている	

## リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <p>システム間の接続は、インターネットにつがらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
	[ 十分である ]	<選択肢>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	1) 特に力を入れている	2) 十分である
	[ 十分である ]	3) 課題が残されている	

## リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <p>中間サーバーから各業務システム宛ての情報照会結果の中継においては、業務システムに合わせるために、文字やコードを変換することを除き、照会結果内容の改変は行わない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
	[ 十分である ]	<選択肢>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	1) 特に力を入れている	2) 十分である
	[ 十分である ]	3) 課題が残されている	

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt; インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>
--------------	---

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt; 中間サーバーへ情報を登録する際に、登録した情報、日時等を記録し、不正な提供を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<京都市における措置> ①インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ②情報提供の記録を保存し、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。		
	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
	(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。		

リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である

## リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<京都市における措置> 中間サーバーへの情報の登録を適切な頻度で行い、その正確性を担保する。		
	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。		
	(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。		

リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴う他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>			
①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。			
②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。			
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>			
①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。			
②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。			
③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。			
④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		
<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <p>①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設け、静脈認証により入退室管理を行っている。</p> <p>②サーバー室への入退室の場所を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。</p> <p>③記録媒体や紙書類は、施錠可能な場所に保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>		
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		
<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <p>(不正プログラム対策)</p> <p>①インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。</p> <p>②コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。 また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能なら最新のものを使用。</p> <p>③情報セキュリティホールに関する情報(コンピューターウイルス等の有害なソフトウェアに関する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容(コンピュータウイルス関連情報等)が適切であるかどうかを定期的に確認する。</p> <p>(不正アクセス対策)</p> <p>①ファイアウォール及びウイルス対策ソフトを導入し、必要なパターンファイルは、常時更新している。</p> <p>②端末等の不正接続防止システムを導入する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等における措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。</li> <li>・国保総合PC等で使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したものののみを使用可能とする。</li> <li>・国保総合PC等には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> <li>・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を隨時に、できるだけ速やかに実施している。</li> </ul> </li> </ul>		
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様に安全管理措置を実施している。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	住基情報そのものを使用していることから住基情報の異動と連動しており、古い情報のまま保管するリスクはない。保存期間を経過した情報を消去する仕組みを構築する。  【国保都道府県化に伴う追記】 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PC等における措置 ・国保総合PCIに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	①システム上、保存期間を経過した情報を消去する仕組みとする。 ②磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊等を行う。 ③専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ④帳票については、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ⑤廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。  【国保都道府県化に伴う追記】 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PC等における措置 ・国保総合PCIに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

## IV その他のリスク対策 ※

### 1. 監査

①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<p>&lt;京都市における措置&gt; 定期的に担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <p>①定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による内部監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検するとともに、その結果を踏まえて必要に応じ体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・個人情報保護に関する規定、体制整備</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>②定期的に、専門的な知識を有する外部の専門家により、使用するシステムに係るセキュリティ監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めるることにする)。</li> </ul>

## 2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <p>①新規採用時の研修や課長級向け研修などの各階層別等の研修において、個人情報保護・情報セキュリティに定めた規定等について説明し、周知徹底している。</p> <p>②毎年情報セキュリティ対策強化月間を設定し、情報セキュリティや個人情報の取扱いに関する自己点検・職場研修を実施している。</p> <p>③各システムの操作マニュアルにセキュリティの項目を設け、操作の際に特に注意を要する点を記載する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修</li> <li>・教育頻度:年間1回程度</li> <li>・教育方法:集合教育</li> <li>・教育対象:職員および嘱託員</li> <li>・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> </ul> <p>&lt;サイバーセキュリティに関する教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの</li> <li>・教育頻度:おおむね一年ごと</li> <li>・教育方法:情報化推進支援員研修</li> <li>・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者</li> <li>・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> </ul> <p>*「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>	

## 3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215	
②請求方法	京都市個人情報保護条例第14条、第24条又は第30条に基づき、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書を提出する。	
特記事項	市ホームページに、請求方法等を掲載している。	
③手数料等	<p>[ 無料 ] &lt;選択肢&gt;            1) 有料 2) 無料</p> <p>(手数料額、納付方法：手数料は無料。写しの交付を希望する場合、複写料を徴する。(例：片面)            1枚白黒複写につき10円)</p>	
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;            1) 行っている 2) 行っていない</p>	
個人情報ファイル名	国民健康保険における資格・給付・賦課・徴収事務(個人情報事務単位での目録の名称)	
公表場所	総合企画局情報化推進室情報公開コーナー	
⑤法令による特別の手続	—	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—	
<b>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>		
①連絡先	京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課 〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル4階 TEL 075-213-5861	
②対応方法	問合せ内容及びその対応について記録を残す。	

## VI 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	平成27年2月27日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	番号法第27条に基づき市民意見聴取を行う。 実施に際しては、京都市インターネットホームページ、区役所及び支所、市情報公開コーナー、保健福祉局生活福祉部保険年金課において評価書を閲覧できるものとし、意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールにより受け付けることとする。
②実施日・期間	平成28年11月14日から平成28年12月13日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	制度改正により情報のやりとりの範囲が増えるようですが、市民の大切な情報ですので、しっかり守れるように取り組んでください。
⑤評価書への反映	特になし

### 3. 第三者点検

①実施日	平成28年12月16日、平成29年2月3日
②方法	京都市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価書の記載内容は、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。

### 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】

①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	評価書全般	箇条書きの行頭文字を統一的に丸数字等に修正	—	事後	記載表現の訂正であり、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「Ⅱ ファイルの概要」-「5.特定個人情報の提供・移転」-「提供先7」-「③提供する情報」に記載している内容	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	記載表現の訂正であり、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「Ⅱ ファイルの概要」-「5.特定個人情報の提供・移転」-「移転先1」-「①法令上の根拠」に記載している内容	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第2項に基づく条例	事後	制定予定であった条例の制定が完了したという形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「Ⅱ ファイルの概要」-「5.特定個人情報の提供・移転」-「移転先2」-「①法令上の根拠」に記載している内容	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第2項に基づく条例	事後	制定予定であった条例の制定が完了したという形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「Ⅲ リスク対策」-「2.特定個人情報の入手」-「リスク3」-「入手の際の本人確認の措置の内容」に記載している内容	個人番号カード	マイナンバー(個人番号)カード	事後	記載表現の修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「Ⅲ リスク対策」-「2.特定個人情報の入手」-「リスク3」-「個人番号の真正性確認の措置の内容」に記載している内容	個人番号カード	マイナンバー(個人番号)カード	事後	記載表現の修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「Ⅲ リスク対策」-「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「特定個人情報の提供ルール」「委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」に記載している内容	情報システムの委託に関する管理基準	京都市情報セキュリティ対策基準	事後	記載表現の修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	「Ⅲ リスク対策」-「6.情報提供ネットワークシステムとの接続」「リスク2」「リスクに対する措置の内容」に記載している内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	組織変更に伴う記載表現の修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「Ⅲ リスク対策」-「6.情報提供ネットワークシステムとの接続」「リスク3」「リスクに対する措置の内容」に記載している内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	組織変更に伴う記載表現の修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「IV リスク対策」-「1.監査」「①自己点検」「具体的なチェック方法」に記載している内容	評価書の記載内容通り	評価書の記載内容どおり	事後	誤字の修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	I 1②事務の内容	右記を追加	<p>【平成30年4月からの国民健康保険改革(以下、「国保都道府県化」という。)に伴う事務の概要】</p> <p>①資格継続業務 　国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることとなるため、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。</p> <p>②高額該当回数の引き継ぎ業務 　被保険者資格は都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。</p> <p>※詳細は、「(別添1)事務内容」を参照</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	I 2システム4	空白	次期国保総合システム及び国保情報集約システムに関するシステム情報を記載 内容は記載のとおり	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	I 6②法令上の根拠	右記に変更	<p>1 情報提供            (1)番号法第19条第7号 別表第二            第1項, 2項, 3項, 4項, 5項, 9項, 12項, 15項, 17項, 22項, 26項, 27項, 30項, 33項, 39項,            42項, 46項, 58項, 62項, 78項, 80項, 81項, 87項, 88項, 93項, 95項, 97項, 106項,            109項, 120項</p> <p>(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令            第1条, 2条, 3条, 4条, 5条, 15条, 19条, 20条, 25条, 33条, 41条の2, 43条, 44条, 46条, 49条, 53条, 55条の2</p> <p>2 情報照会            (1)番号法第19条第7号 別表第二            第42, 43, 44, 45項</p> <p>(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令            第25条, 第25条の2, 26条</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	I (別添1)事務の内容	「4 徴収」に関するフロー図の記載部分に右記を追加	以下の注釈を記載。 「国民健康保険システム(徴収)では、特定個人情報を取り扱っていないが、他のサブシステム(資格等)では、特定個人情報を取り扱っているため、参考に記載している。」	事前	記載表現の訂正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	I (別添1)事務の内容	空白	国保都道府県化に関する事務フロー等を記載 内容は記載のとおり(パブリックコメント後の変更として、フロー図の4-⑤及び備考欄の4-②、4-⑤2行目からデータ連携PCIに関する記載を削除。)	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	II 3①入手元	右記を追加	[○]その他(京都府国民健康保険団体連合会)	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	II 3②入手方法	[ ]専用線	[○]専用線	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	II 3③入手の時期・頻度	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】      &lt;国保連合会からの入手&gt;      以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格継続業務             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等)</li> <li>・国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。平成30年4月1日以後に、日次の頻度。</li> </ul> </li> <li>・高額該当の引き継ぎ業務             <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>(なお、パブリックコメント後の変更として、「平成30年4月1日以後に、日時の頻度。」を「平成30年4月1日以後に、日次の頻度。」に修正)</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	II 3④入手に係る妥当性	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】      &lt;国保連合会からの入手&gt;      国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。</p> <p>なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>1 入手の時期・頻度の妥当性        ・資格継続業務        ・被保険者情報：国保総合（国保集約）システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。        ・高額該当の引き継ぎ業務          ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <p>2 入手方法の妥当性        ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏洩や盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	II 4委託事項4	右記に変更	委託事項①～⑨について国保都道府県化に伴う記載に変更	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	II(別添2)特定個人情報ファイル記録項目<資格>	最後尾に右記を追記	「適用開始年月日」,「適用終了年月日」及び「被保険者ID」を追記	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	III2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保連合会からの入手&gt;          ・国保総合PC及びデータ連携用PC(以下、「国保総合PC等」という。)における措置          ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。          ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</p> <p>* :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことです。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ2リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保連合会からの入手&gt;          ・国保総合PC等における措置          ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>* :ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PC等との間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ2リスク2 リスクに対する措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保連合会からの入手&gt;          ・国保総合PC等における措置          ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ2リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保連合会からの入手&gt;          ・国保総合PC等における措置          ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PC等において国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。          ・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>・国民健康保険システムにおける措置          ・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めるを行うこととしている。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ2リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保連合会からの入手&gt;          ・国保総合PC等における措置          ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ2リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等における措置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。</li> <li>・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。</li> <li>・国民健康保険システムにおける措置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めるを行うこととしている。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> </ul> </li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加(上記の続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダー等で粉碎し破棄する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</li> </ul> </li> <li>・国保連合会の国保総合(国保集約)システムと本市のデータ連携用PCとの間の情報の授受においては、次の措置を講じる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</li> <li>・情報の授受における専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼動環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアは常に最新版を保ち、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に対応される。</li> </ul> </li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ3リスク1 その他の措置の内容	空白	<p>【国保都道府県化に伴う追記】            &lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の職員等が不正にデータ抽出等できないよう、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることではなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul> <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ3リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】            &lt;国保総合PC等における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	III3リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理办法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】            &lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	III3リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】            &lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。</li> </ul> <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ3リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加(上記の続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダー等で粉碎し破棄する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</li> </ul> </li> <li>・国保連合会の国保総合(国保集約)システムと本市のデータ連携用PCとの間の授受においては、次の措置を講じる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。</li> <li>・データ連携用PCに保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</li> </ul> </li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ4 情報保護管理体制の確認	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <p>本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等)</li> <li>・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等)</li> <li>・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等)</li> <li>・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること</li> <li>・プライバシーマーク、ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <p>・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。</p> <p>・また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。</p> <p>・さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の従業員等が本市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することをしている。</li> <li>・国保連合会の特定個人情報等取扱規程における事務取扱管理者は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・本市の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。</li> <li>・記録の保存期間については、本市の公文書管理規則第9条に従って、一定期間保存する。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。</li> <li>・また、本市における個人情報保護条例第13条により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。</li> <li>・さらに、本市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	III 4 特定個人情報の提供ルール、委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。</li> <li>・また、本市における個人情報保護条例第13条により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。</li> <li>・さらに、本市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	III 4 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起さない方法によって確実に消去、または処分することを、本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。</li> <li>・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、本市の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を定めるとともに、委託先が本市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等</li> <li>・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</li> </ul> </li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	空白	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを国保連合会が委託するデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	空白(上記の続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要的複製を制限するため、事前に特定個人情報等取扱規程における事務取扱管理者の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダー等で粉碎し破棄する。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ7リスク1⑥具体的な対策の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等における措置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と国保総合(国保集約)システムとの情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。</li> <li>・国保総合PC等で使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したものののみを使用可能とする。</li> <li>・国保総合PC等には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> <li>・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</li> </ul> </li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ7リスク2 リスクに対する措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等における措置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることではなく、国保総合PCの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。</li> </ul> </li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	III 7リスク3 手順の内容	右記の追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;          ・国保総合PC等における措置          ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	IV 1②監査 具体的な内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保総合(国保集約)システム&gt;          ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めるにすること)。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	IV 2従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発&gt;          ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修          ・教育頻度:年間1回程度          ・教育方法:集合教育          ・教育対象:職員および嘱託員          ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。          ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	IV2従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	右記を追加(上記の続き)	<p>&lt;サイバーセキュリティに関する教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの</li> <li>・教育頻度:おおむね一年ごと</li> <li>・教育方法:情報化推進支援員研修</li> <li>・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者</li> <li>・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> </ul> <p>*「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年4月13日	「I 基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「② 所属長」	保険年金課長 出口 一行	保険年金課長 志摩 裕丈	事後	当該職員の異動による修正であり、重要な変更には当たらない。
	「I 基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「② 所属長」	保険年金課長 志摩 裕丈	所属長名を所属長の役職名に変更	事後	様式の変更があったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「①入手元」	文化市民局地域自治推進室、行財政局税務部、保健福祉局(生活福祉部地域福祉課、障害保健福祉推進室、長寿社会部介護保険課、長寿社会部長寿福祉課、子育て支援部児童相談所)	文化市民局地域自治推進室、行財政局税務部、保健福祉局(生活福祉部生活福祉課、障害保健福祉推進室、健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課、同室健康長寿企画課)、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部児童福祉センター児童相談所	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「④入手に係る妥当性」	<本人又は本人の代理人からの入手> 番号法第9条別表第1第30項に規定され、国民健康保険法施行規則、京都市国民健康保険条例、同施行細則に規定する届出及び申請を受けた都度必要に応じて入手する。  以下略	<本人又は本人の代理人からの入手> 番号法第9条別表第1第30項に規定され、国民健康保険法施行規則、京都市国民健康保険条例、京都市国民健康保険規則に規定する届出及び申請を受けた都度必要に応じて入手する。  以下略	事後	京都市国民健康保険条例施行細則の題名の改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑦使用の主体」	保健福祉局保険年金課、各区役所・支所保険年金課、京北出張所福祉担当	保健福祉局生活福祉部保険年金課、各区役所・支所保健福祉センター健康福祉部保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転」-「移転先2」	保健福祉局長寿社会部介護保険課	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。